

○議事日程（令和6年9月19日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出席議員

1番	佐 野 伸 也	2番	大 橋 みち子
3番	西 脇 康	4番	清 水 由美子
5番	北 倉 義 博	6番	岩 永 義 仁
7番	吉 田 太 郎	8番	早 崎 百合子
9番	野 村 永 一	10番	松 永 民 夫
11番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	川 地 憲 元	副 町 長	田 中 一 也
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	近 藤 晴 彦	総 務 部 長 企 画 財 政 課 長	中 島 和 哉
総務部税務課長	永 嶺 早 苗	住 民 福 祉 部 長	近 藤 真 由 美
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	伊 藤 め ぐ み	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	藤 田 勝 彦
住 民 福 祉 部 子 ども 課 長	香 川 明 美	産 業 建 設 部 長	大 倉 修
産 業 建 設 部 参 事 兼 産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	竹 中 修	産 業 建 設 部 長 建 設 課 長	吉 村 和 人
産 業 建 設 部 水 道 課 長	加 納 康 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	若 山 実 穂
教 育 委 員 会 会 長 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 会 長 教 育 総 務 課 長	尾 前 眞 理
教 育 委 員 会 会 長 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	大 倉 巧

消 防 次 長 兼
消 防 総 務 課 長

古 川 博 規

消 防 課 長

玉 井 洋 祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

高 橋 正 人

議 会 事 務 局 書 記

國 枝 利 法

(開議時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和6年第3回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も一緒をお願いいたします。

後段のほうの御唱和をよろしくをお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

また、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については、上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和6年第3回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、1番 佐野伸也君、2番 大橋みち子君を指名いたします。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、7名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、7番 吉田太郎君。

○7番(吉田太郎君) おはようございます。

議長より発言の許可を得ましたので、養老の郷づくり株式会社と台風10号について2点質問させていただきます。

まず1問目は、平成25年4月に養老改元1300年祭に向けた養老のまちづくり、基本的な方向性について取りまとめた新生養老まちづくり構想が策定されました。そして、執行部ではこの構想を推進するために、行政と民間企業と住民が連携し、スピード感を持

って事業を実施していく体制づくりが必要と考えられ、第三セクター方式による会社設立を計画し、当時の議会をはじめ関係各所に理解と協力を求めてられました。

しかしながら、平成26年度当初予算への養老の郷づくり株式会社への町からの出資金の計上については、2度にわたって審議が行われた結果、事業の具体性や出資者について疑問が残ると意見があって、いずれも議会の賛成を得られませんでした。一度可決した議案に対し、町長が異議を申し立てて再議が行われたのは養老町政70年の中で唯一のことであり、当時の混乱は新聞などでも大きく取り上げられたと記憶しております。

それからさらに約1年をかけて、執行では内容を精査し、定款案や事業計画書案、収支予測などを示された結果、平成27年2月に臨時会では、養老の郷づくり株式会社への町からの出資金495万円の補正予算が賛成多数で可決されました。養老の郷づくり株式会社はこうした経緯の中、平成27年5月に養老まちづくり構想から約2年を経てようやく設立されました。

私といたしましては、紆余曲折があったものの、この新しい設立された養老の郷づくり株式会社が養老のまちづくりに寄与する会社に成長していくことを期待しておりましたが、その後は毎年議会に報告され、決算報告書からも思うように事業が進んでいなかったことは明らかでありました。また、養老の郷づくり株式会社の事業が置かれているエイキット株式会社が建設を進めている民間施設についても、工事の着手から10年以上経過をしていますが、今年に入っても工事はいまだに継続しておたと認識しております。

そうした中、今年7月に入って、執行部より出資企業であるエイキット株式会社が養老町での開発を中止するとの第1報がありました。執行部としては突然の出来事として受け止めておられ、今後のことについて現段階では何も具体的になっていないということでしたが、出資企業であるエイキット株式会社の養老町内での事業中止は、養老の郷づくり株式会社の今後に大きな影響があるものと考えます。また、エイキット株式会社が長期間にわたって進めてきた町内の開発についても、一旦区切りがつくことであるならば、未完成のままに工事が中止された跡地は今後どうなっていくのか、地元の皆さんも御心配だと思っております。

そこで、2点について質問します。

1. 養老の郷づくり株式会社の設立から休止及び出資企業の撤退に至るまでの経緯と今後の見通しについて、町出資金の対応を含めて答弁をお願いします。

2. エイキット株式会社の工事中止に伴い、跡地が今後どのようなようになっていくのか想定されているのか。

以上の2点について答弁を求めます。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 吉田議員の御質問に御回答をさせていただきます。

2点で御質問をいただきました。

まず、1点目の養老の郷づくり株式会社の設立から休止及び出資企業の撤退に至るまでの経緯と今後の見通しについてでございます。

そして、町の出資金の対応でございますけれども、養老の郷づくり株式会社は平成27年5月に、民間の経営手法やアイデアを最大限に生かしながら、観光産業の活性化や新たな産業の創出を図ることを目的として第三セクター方式で設立をされております。発起人となりました出資者は、岐阜県大垣市のエイキット株式会社、愛知県名古屋市のミズショー株式会社、そして養老町の3者であり、それぞれの出資金はエイキット株式会社が200株で1,000万円、ミズショー株式会社が100株で500万円、養老町が99株で495万円であり、出資金の総額は1,995万円になります。

事務所は、エイキット株式会社が養老町飯ノ木地内で建設を進めている健康増進や予防医療に関する民間施設、縄山と言われておりますけれども、その敷地内に置かれました。

設立後は産業や観光の活性化事業に取り組まれましたが、思うように進展せず、令和2年4月からは事業を休止している状況でございます。また、令和4年2月にはミズショー株式会社の所有する株式をエイキット株式会社に譲渡し、養老の郷づくり株式会社からの撤退ということになっております。それ以降は、養老の郷づくり株式会社の出資者はエイキット株式会社と養老町の2者となっております。

出資企業であるエイキット株式会社が養老町内で長期間にわたって進めてきた事業の中止につきましては、令和6年6月27日に養老の郷づくり株式会社を通じて町に第1報があり、先月の28日、エイキット株式会社から正式な報告がございました。代表取締役社長のお話では、現段階では関係先に中止の報告をして回っているということでございます。

次に、養老の郷づくり株式会社の今後の見通しについてですが、エイキット株式会社の事業中止について何も具体的になっていない現時点で確かなお話はできませんが、養老の郷づくり株式会社が地域づくりに民間の経営手法やアイデアを最大限生かすことを目的に設立された会社であることから、出資企業であるエイキット株式会社の養老町内での事業中止は、そのまま養老の郷づくり株式会社の解散につながるものではないかというふうに考えております。

次に、町からの出資金495万円についてでございます。

令和5年度の決算書類に見る資産合計は1,727万173円であり、これを基準に会社が解散した後に出資比率に基づいた残余資産の配分を計算しますと423万5,080円となり、最低でも71万円程度の出資額を下回ることが予想されております。そのため、養老町の貴重な財源から養老の郷づくり株式会社に出資した495万円につきましては、まずは解散する前に全額回収する方向で対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、エイキット株式会社の工事中止後の跡地についてでございますが、エイキット株式会社の代表取締役社長のお話の中でも、現時点で事業中止後について何の具体的なものにもなっていないということでございます。

町といたしましても、跡地が有効活用されるよう、今後も事業者と連携を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 町長からの答弁から、出資企業の今後の対応が未定である中でも、養老町の郷づくり会社からの撤退や出資金495万円の返戻、開発跡地への対応などについて、必要な準備を進めていることについては心強く感じました。特に出資金につきましては、町の貴重な財産だからこそ、出資でございますので、改めて丁寧かつ迅速な対応をお願いしたいと思います。

ただ、この養老の郷づくり会社については、冒頭にも説明したように一度可決した議案に対して再議が行われるなど、町が設立に強く推進してきた背景があり、設立に至るまでには出資金の出資だけではなく、町職員の実務負担をはじめ多くの労力をかけてきたものと認識しております。そのため、養老の郷づくり会社が成果を上げられないまま解散する可能性が高いことに対しては、原因を分析し、この経緯を次の糧へとすることが大切だと考えます。

また、設立当時には養老の郷づくり会社に対し、出資金以外にも町に新たな支出発生することも懸念されておりました。

そこで、2点にて再質問いたします。

1点目、養老の郷づくり会社が成果を上げられなかったことに対する町の見解は。監督責任を含めて答弁をお願いします。

2. 養老の郷づくり株式会社が解散する場合に、町に新たな支出が発生する懸念はないか、御答弁をお願いします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 吉田議員の再質問に御回答をさせていただきます。

養老の郷づくり株式会社が成果を上げられなかったことに対する町の見解についてでございます。

私は、平成28年から30年度まで、当時企画政策課長として養老の郷づくり株式会社の視察や事業の進捗の確認など対応を行ってまいりました。また、令和2年からは前町長の下、副町長の立場でも対応に当たってきたわけでございます。

その中で私といたしましては、当時の新生養老まちづくり構想を実現するに当たりまして、第三セクター方式という行政と民間と住民が連携しながらスピード感を持って事業を実施していくための体制を採用したことについては、従来の役場の仕組みでは実現

が困難であった課題に取り組む上での有効な選択肢の一つであったというふうに考えております。

ただ、結果としまして、養老の郷づくり株式会社の事業が思うように進展せず、事業を休止し、成果を上げられなかったことに対しまして、設立までのスピード感を重視した結果、事業の具現性や実現可能性や採算性、町と第三セクターの関係性などにつきましても、議員の方や町民の皆様と十分な情報共有に至ることができず、議会と行政をはじめ設立前後の時期の関係の方々の足踏みがそろわなかったことや、出資企業の中でも中心的な役割を果たしてきたエイキット株式会社の養老町での施設整備が想像以上に期間を有し、未完成だったことが影響を与えているのではないかとというふうに考えております。

また、出資者としての監督責任については、代表取締役の選定や出資企業の撤退といった重要な内容については把握しておりましたが、事業に大きな進展が見られなかった頃からは、主に決算報告による確認に止まっておりました。

なお、養老の郷づくり株式会社解散する場合は、町に新たな支出が発生しないように努めてまいりたいというふうに考えております。

今回、町役場や関係諸団体、事務所が置かれた地元など多くの皆様にも、設立に至る準備も含めまして、10年以上にわたってお世話になってきたことが期待された結果につながらず、また町といたしましても、監督も十分に行き届かなかったことに関しましてはしっかりと反省し、これからのまちづくりを進める上での糧としてまいりたいというふうに考えております。

この件につきましては、町民の皆様大変御心配をおかけしましたことを深くおわびを申し上げたいと思います。大変御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 平成25年から10年以上にわたってその行方が期待もされ、心配もされました養老の郷づくり会社が、結果として養老のまちづくりに寄与する会社に成長できなかったこと、それから出資企業の中でも中心的役割を果たしてきたエイキット株式会社が養老町内での開発を中止することは大変残念でございます。

必要な対応によって町の出資金が確保されるとともに、新たな支出が発生しないまま一区切りがつけられることに安堵する気持ちでございます。

ただ、開発跡地の今後につきましてはまだまだ課題が多く、地元の皆様も不安を感じていると思いますので、引き続き適切な対応をお願いして質問を終わります。

2点目に入ります。

先般の台風第10号は、8月29日、強い勢力で日本に上陸し、ジョギング並みの速度で

のろのろと日本を縦断し、日本各地で大雨を長い間降らせることになり、日本各地へ大きな被害を与えました。気象庁の気象に関する予想精度が向上したと言われますが、予報は1日ごとに進路や速度は変わり、このたびの台風がこれだけ東海地方に大きな影響を与えたことは誰もが予想できなかったと考えています。

このたびの台風では、日本各地での河川の氾濫や土砂災害による人的被害も甚大なものとなりましたが、近隣では杭瀬川が流れる大垣市赤坂東地区のレベル5「緊急安全確保」が発令されました。また、杭瀬川の上流の池田町の市橋地区では、杭瀬川の左岸が氾濫し、住宅の浸水被害が発生しました。こうした情報は連日テレビや新聞など報道され、皆さんも御存じだと思います。こうした近隣の大きな川の氾濫などによる家屋の浸水被害が発生している状況から、我が町の情報はあまり報道されておりませんが、被害がないということはないと思います。

そこで、2点について質問します。

1点目は、町では災害が起きる可能性がある河川、谷、道路などのハード面、また住民の生活の根幹となる住宅などへの被害について、台風10号における被害はどのような状況であったでしょうか。

2点目、災害が発生すると予測されない河川や谷、道路などについて適切に管理、監視していくことが必要となりますが、被害状況の確認はどのように行っているのでしょうか。また、被害が発生した際の対応策はどのように講じているのかを、回答をお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 吉田議員の御質問に御回答をさせていただきます。

このたびの台風10号は、8月29日午前8時頃、非常に強い勢力で鹿児島県に上陸し、九州、四国、近畿、東海地方を縦断して、台風本体の豪雨や暴風などにより河川の氾濫や家屋の浸水被害に加え、人的被害や停電、断水などライフラインにおいても深刻な被害が発生しました。また、台風から遠く離れた地域でも、線状降水帯などの発生により土砂災害が発生するなど、日本各地で甚大な被害が発生しております。

当町におきましては、8月31日未明から降り続く豪雨による影響で、住家屋の浸水被害や河川の氾濫など深刻な被害が発生してもおかしくない状況にあることを踏まえ、令和3年の災害対策基本法の改正以後初めてとなる警戒レベル4「避難指示」を対象世帯3,310世帯8,022人に、また2回目となる警戒レベル3「高齢者避難指示」を対象世帯46世帯111人に発令いたしました。こうした避難指示の発令に伴い、40世帯85名の方が避難所各所へ避難されております。

当町における主な被害状況でございますが、新高林区の直江谷の流末の土砂流出の道路、アンダーパス等の冠水などによる町道の通行止め18か所、名神高速道路アンダーパスの冠水による車両の水没1件、県道では大垣・養老公園線の名神ガード内の冠水によ

る通行止め3か所、建物の浸水被害では床上浸水2件、床下浸水21件、そのうち住宅や店舗は床下浸水19件、うち町有施設である改良住宅では大柳住宅で床下浸水が3件ございました。また、河川では県管理の1級河川小畑川の左岸、橋台部の河川のり面崩落、また農業では、水稲、大豆、キャベツなど育成する農地の冠水被害約117.9ヘクタール、また寿町を中心とした南直江区域の浸水被害などがございました。

なお、災害に伴う負傷者などの人的被害はございませんでした。

今後とも状況把握に努め、被害に対する措置を適切に進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目のその状況の確認と対策についてでございます。

台風の影響が一番大きかった8月31日の被害状況の確認につきましては、災害発生に備え、河川や谷などのパトロールを被害発生に伴う情報により、主に産業建設部が主体となって道路や谷、河川などの現場の確認を行うなど、随時に対応をいたしてまいりました。

また、災害現場においての対処が必要な場合におきましては、消防署と連携し、消防団の方々にも出動いただき、現場での土のう設置など、暴風雨の中、大変な作業に御協力をいただきました。本当にありがとうございました。

台風の影響が過ぎ去った9月2日より、床下浸水などの被害状況の把握を早急に実施するため、全庁体制で町内各地を2人1組として総勢2日間24名により現地の確認を行い、罹災証明書の発行など事務手続をスムーズに処理できるような適切な対処に努めております。

今後とも災害情報の把握に努め、情報を把握した後の措置についても対処を万全にしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 再質問いたします。

先ほど回答いただいた被害について、南直江での浸水被害がありましたが、令和4年度から南直江の浸水区域においては、浸水対策として町が新たに設置された排水ポンプがこのたび台風で稼働していたものと思いますが、稼働状況はどうだったのか。新たに設置された排水ポンプでは完全に雨水を排水できず、国土交通省へ依頼し、排水ポンプ車を手配し、実際の現場の稼働をしたということですが、国のポンプ車の稼働状況はどうだったのか、今後の南直江での浸水対策について、どのような形で進めていくのかを回答をお願いします。

○議長（北倉義博君） 大倉産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） ただいまの吉田議員の再質問につきましては、実務的な内容が含まれておりますので、私のほうから御回答させていただきます。

南直江の排水施設につきましては、水位が2メートルに達した際に排水ポンプ1台が自動で稼働し、水位が10センチ上がるごとに順次ポンプが稼働いたします。水位が2.4メートルに達した際に4台のポンプ全てが稼働いたします。毎分9立方メートルを排水するポンプを4台設置しておりますので、毎分36立方メートルが排出されることとなります。

浸水被害のありました8月31日は、6時45分頃から谷や河川等の巡視を行っております。8時40分頃に南直江排水施設の自動稼働基準である2メートルの水位に達してはおりませんでしたけれども、降雨の状況からこのままでは危険であるというふうに判断いたしましたして、手動にて排水を開始いたしました。また、寿町地内の一部の道路で冠水が確認されたことから周辺を通行止めとし、職員により交通誘導を行っております。9時30分頃に災害対策本部から国土交通省木曽川上流河川事務所へ排水ポンプ車の派遣要請を行い、11時50分に派遣要請をした排水ポンプ車が到着、毎分15立方メートルにて排水作業を実施していただきました。そこで、合計毎分51立方メートルの排水がされたものと推定をしております。

次に、12時45分頃から徐々に水位の低下が見られ、排水ポンプ車は15時頃に作業を終了していただきました。南直江の排水施設につきましても、15時30分頃に自動運転に切り替え、排水作業を終了しております。南直江の排水ポンプの稼働時間は約7時間、派遣要請いたしました排水ポンプ車の稼働時間は約3時間となります。

排水施設は排水先となる河川の治水安全度を確保するため、容易に設置することはできませんが、南直江排水施設は平成25年9月13日から19日の台風18号による大雨では、時間当たり38ミリで、1日当たり227ミリの雨量により58戸の床下浸水が発生したことから、様々な解析、協議を経て設置に至っております。この床下浸水を解消するため、南直江排水施設は平成25年の台風18号による大雨の雨量データをモデルに、1分当たり36立方メートル、秒当たりにしみますと0.6立方ですけれども、この排水量で計画をされております。今回の台風10号では、最大で時間当たり55.5ミリ、1日当たり225ミリの雨量ではございましたが、平成25年の時間当たり最大雨量の38ミリを超える雨量が2時間継続し、短時間に集中した計画外の降雨であったと考えております。

床下浸水の戸数が減少したことからも、排水施設の整備効果はあったものというふうに考えておりますが、床下浸水が発生した事実を踏まえ、今年度実施される雨水出水浸水想定区域図の作成業務によるシミュレーションを基に、時間当たりの降雨量が気象条件により異なることを前提とし、自動運転に頼ることなく事前にポンプを稼働するなど、排水施設の運用方法を検討してまいります。

また、南直江排水施設の排水作業においても、牧田川の水位が氾濫危険水位、烏江の観測所で7.6メートルございますが、を超え、さらに上昇するおそれがある場合などにおいては、河川管理者によりポンプ車の運転を停止する要請があることもございますの

で、そのようなことが予測される場合には、住民の皆様へ早期に避難いただける対応を取ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 吉田議員の質問に御回答させていただきたいと思います。

昨今の大雨の事例も踏まえまして、国土交通省への排水ポンプ車の要請につきましても、あらかじめ大雨が予測される気象庁の警報等が発令される状況が継続すると予測される場合には、空振りも恐れず事前に要請を心がけ、対応してまいりたいというふうに考えております。

今後とも災害に対する被害を抑止するため、様々な検証を行いながら今後の対策も講じてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 執行からの丁寧な御回答ありがとうございました。

このたびの台風に伴い、町長をはじめ職員の方におかれましては、昼夜となく対応に当たられたと伺っております。こうした対応が住民の安全・安心につながる大変重要な役割であると考えます。災害などが発生した場合、被害状況の適正な把握は町行政においてももしっかり対応していかなければならないとの一丁目一番地と考えます。どんな被害が発生し、その被害がどういった原因でそうなったのかを分析し、今後に活かしていくためにも、迅速にそうした情報の把握に努めていただきたいと思います。

また、災害発生に伴い対応していく中で、公費などにより未然に防ぐことのできるような処置についてはしっかりお願いしたいと思います。県、国に関連する大きな課題についてはしっかり県と国と連携し、対応をお願いしたいと思います。

私からは、台風10号に関する質問を終わります。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 以上で、7番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

次に、4番 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 議長に発言の許可をいただきましたので、現行の健康保険証からマイナ保険証への移行についてお尋ねいたします。

2021年10月、マイナンバー保険証の本格運用から約2年が経過しましたが、その間に別の人の健康保険情報が登録された、自己負担割合が間違っただけで登録された、マイナポータルで別人の年金記録が閲覧できるなど、様々なトラブルが発生したことからカードの利用をためらっておられる方もおられます。

その一方で、2023年6月、マイナンバー法などが改正され、現行の健康保険証が廃止されることが決まりました。本年12月2日より保険証の新規発行はできなくなり、マイナ保険証への移行が求められています。もちろん、マイナ保険証の前提となるマイナンバーカードの取得はあくまで任意であるため、マイナ保険証の取得は義務づけられてお

りません。マイナ保険証を持たない人に対しては、現行の保険証が廃止される12月2日から1年間の猶予期間の間に資格確認書が交付され、これらを利用することで健康保険を利用した医療を受けることができます。

7月17日の東京新聞ウェブには、政府は利用者が増えた病院や薬局への支援金を倍増するなどして利用拡大に躍起となっているが、いまだに9割以上が現行の保険証を利用しているとあり、9月2日付の中日新聞ウェブには、現行の健康保険証が新規に発行されなくなる12月2日まで残り3か月、しかし健康保険証の機能をマイナンバーカードに持たせたマイナ保険証の利用率は7月時点で11.13%にとどまるとありました。

1つ目の質問として、本町における現時点でのマイナ保険証の利用件数と利用率はどれくらいでしょうか。

9月3日付の岐阜新聞ウェブには、医療機関の受診時に利用できるカード類が載せてありました。マイナ保険証を利用していない人全員に対しては、保険証代わりに使える資格確認書が届くとあり、申請不要で自治体や勤務先の健康保険組合などから24年12月以降に順次発送、有効期限は最長5年となるとあります。

2つ目の質問として、資格確認書と現行の健康保険証との違いは何でしょうか。使い方に違いがありますか。

3つ目の質問として、資格確認書の交付は本町ではいつ頃、どのような方法で行われますか。

4つ目の質問として、現在は転職などで加入する保険が変わると新しい保険証が発行されますが、12月以降は発行されなくなります。そのため、資格確認書の交付が間に合わないと、事実上無保険状態に住民が陥るおそれはないのでしょうか。

マイナ保険証を過剰に推進するあまり、全国では薬局などでマイナ保険証しか使えなくなるなど誤解が広がっています。実際に、数か月前に行ったある調剤薬局には、12月2日より健康保険証は使えなくなりますのみの貼り紙がしてあり、不安を感じました。数日前聞いていたラジオ番組でも、先日病院にかかったら、次はマイナ保険証を持ってきてと言われましたのでつくりましたよと流れていました。

5つ目の質問として、資格確認書の仕組みとその交付方法、医療機関の受診は問題なくできることなどは住民に十分周知されていますか。マイナ保険証の義務化と誤解を生むような広報は本町において生じていませんか。

6つ目の質問として、マイナ保険証の保有者がカードリーダー故障時に無保険扱いや診療後回しとならないために、どのような対応がされるのでしょうか。そのような対応方法は住民に周知されるのでしょうか。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） ただいまの清水議員の御質問につきましては、実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目の、マイナ保険証の利用件数と利用率についてでございます。

国民健康保険では、国民健康保険中央会からの令和6年6月時点での利用件数及び利用率は総レセプト請求数8,800件で、うちオンライン資格利用は939件、利用率は11.7%です。後期高齢者医療保険では、令和6年6月時点での利用件数及び利用率は総レセプト請求数1万903件で、うちオンライン資格利用は863件、利用率7.92%です。

2点目の資格確認書と現行保険証の違いはについてでございます。

マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については氏名、生年月日、被保険者記号番号、保険者情報等が記載された資格確認書により被保険者資格を確認することとされております。これまでの被保険者証に加え、資格確認書を交付するもので、当町では記載事項についてほぼ同じものであり、被保険者証と同様に受診等ができます。

資格確認書の様式については、国民健康保険では既存システムを最大限に生かすため、被保険者証と同様のカード型で材質は紙となっています。後期高齢者医療保険では、はがきサイズで白色の上質紙となっております。

資格確認書の使い方については、現行の被保険者証の使い方と変わりはありません。

資格確認書の交付についてでございます。

被保険者証、国民健康保険、後期高齢者医療保険と両方でございますが、令和6年12月2日から交付することができなくなります。既に発行済みの被保険者証については有効期限まで引き続き使用することができます。このため、12月2日に全被保険者へ一律に交付するのではなく、新しく国民健康保険に加入した方や町内で転居された方、そのほか12月以降に70歳になり、負担割合が変更となる方に随時発行されます。

交付時期については、新規加入者や異動者には即時交付し、負担割合が変更となる方へは、1日生まれの方は誕生月からとなりますので、前月の下旬に、そのほかの方は誕生月の翌月からとなりますので、誕生月の下旬にこれまでと同様、個別に郵送となります。後期高齢者医療保険では、12月2日以降にマイナ保険証の登録されていない方が75歳を迎えられた場合には、前月に資格確認書を送付いたします。

4点目の無保険状態になるおそれはないかということでございますが、現行の被保険者証でも、資格確認書になってからでも同様に、国民健康保険に加入するためには国民健康保険に加入する届出を提出する必要があります。社会保険の扶養家族となる場合や転職により資格喪失日に他の保険に加入する場合がありますので、世帯主もしくは加入者からお届けして出していただく必要があります。加入のお届けが遅れますと手続されるまで無保険状態になります。届出が遅れてしまった場合でも、国民健康保険に加入する日は実際に届出した日ではなく、加入する前の健康保険等の資格が喪失した日に遡及して国民健康保険の加入処理をいたしますので、無保険状態にはなりません。

この届出を提出していただく際には、マイナ保険証の所持状況を届出者に確認しなが

ら、すぐに医療機関に受診できるよう、所持されていない方には資格確認書、マイナ保険証を所持されている方へは自身の被保険者資格、被保険者番号、保険者氏名、負担割合を把握することができる資格情報のお知らせを即日発行する予定です。後期高齢医療者保険では原則年齢到達により資格取得のため、切替えによる無保険状態はありません。

5点目の周知についてでございます。

マイナ保険証の利用促進は国が推進していることから、当町といたしましても同様に推進していく必要があると考えますが、その一方で、議員がおっしゃったようにマイナンバーカードは申請に基づき作成されるものであり、取得が義務化となっているものではありませんので、マイナンバーカードを所持されていない方も医療が受診できるということなど引き続き啓発していくとともに、広報等を活用し周知してまいります。

6点目のカードリーダーの故障時の対応についてでございます。

カードリーダー故障時など、マイナ保険証によるオンライン資格確認ができない場合は、マイナ保険証所持者の方へ送付されます資格情報のお知らせとマイナ保険証の両方を医療機関に提示することで受診していただくことができます。

診察後回しについては、マイナ保険証と資格確認書の方との順番が事務の都合上、前後する可能性がないとは言いきれませんが、診療または調剤拒否そのものはなく、正当な理由がなく診療、治療や調剤の求めを拒まれるようなことはございません。

資格確認情報のお知らせの取扱い方法についても、先ほどと同様、広報等を活用し、併せて周知してまいります。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） ありがとうございます。

すぐはちょっとなかなか理解できませんが、再質問をさせていただきます。

先ほどもお伝えしました、9月2日、中日新聞ウェブには、利用者本位で考えねばという見出しで引き続きこのような記事が書かれています。利点を実感されないためだが、現状で現行保険証の廃止が強行されれば、現場の混乱は必須、政府は利用者の立場に立ち、現行保険証廃止の方針を撤回すべきだ、マイナ保険証による受付は受付時に毎回カードリーダーで資格確認をしなくてはならず、初診時と再診の月初めに提示すればよい現行保険証よりも煩雑だ、顔認証か4行の暗証番号を入力した後、医療情報提供の可否を確認するが、トラブルが絶えない、旧漢字と新漢字の異体字などが原因でエラーが出れば受付業務は滞る、カードの電子証明書は5年に1回の更新が必要だ、こうした煩雑さもマイナ保険証の普及が進まない原因だろうとありました。

例えば、このように同じ呼び方とかでも、カードリーダーが読み取れない場合は受付で手書きとなるそうです。こちらがデジタル庁から出ているものです。まず、1にカード読み取りをします。そして、顔認証または4桁の暗証番号を押します。次に、同意認

証。このようなことを受付ですることになります。

カードリーダーの種類は複数あり、利用するカードリーダーの案内に沿って操作するとあります。昨年以前の新型コロナ流行時、顔を当てはめて検温する機械がありました。それが同様なものと考えてよいのでしょうか。顔がなかなか枠に収まらず、検温できなかつたことが多かったのですが、もし同様なものなら受付で時間がかかるものになるのではと感じます。

今まで健康保険証の提示は初診、再診の月初めでしたが、マイナ保険証は毎回提示となります。

現在の健康保険証は申請しなくても毎年役場から送ってきておりましたが、マイナ保険証の更新は自分ですることとなります。

引き続き中日新聞の記事には、政府はマイナ保険証導入の目的に医療の質の向上を上げる。ただ根拠の一つとする投薬情報は直近の1か月分は反映されず、現場の医師らはお薬手帳のほうが役立つと指摘する。利用者への説明を抜きに投薬歴など医療情報の提供を承認させることもプライバシーへの配慮を欠く。精神的な障害や妊婦などの機微な個人情報には治療に必要だとしても、医師への信頼に基づき納得した上で明かせる情報だ。マイナ保険証は弱者への負担も大きい。高齢者施設ではマイナカードと暗証番号を預かることに懸念が強い。重症者や車椅子の利用者がカードリーダーで資格確認することも容易ではない。人権を重んじるべき医療現場で弱者へのしわ寄せを伴う利便性の向上は許されない。利用者の尊厳を軽視したり、負担を、弱者にしわ寄せしたりする姿勢は、任意といいながらマイナ保険証の取得を実質義務化する政権の強引な手法にも通じる。河野太郎デジタル相は現行保険証の廃止の理由になりすまし防止も上げるが、発生件数は2017年からの5年間で50件だけ、マイナ保険証でも暗証番号が漏れれば、なりすましは可能で導入を必要とする理由にはならない。利点に乏しく利用者に負担を押しつけるマイナ保険証を強引に導入する必要があるのか、政権は立ち止まって考えるべきであるとありました。

10月2日、東京新聞ウェブには、東京新聞「ニュースあなた発」など読者とつながる報道に取り組む全国18の地方紙はマイナ保険証に関する合同アンケートを実施したとあり、現行の保険証を残してほしいという意見が8割を占め、依然として廃止への不安や疑問が根深い実態が浮かんだと記事がありました。

アンケートでは、現行の保険証を廃止の政府の方針に対して、1. 現行の保険証をなくし、マイナ保険証に一本化。2. 現行の保険証を残して選択制に。3. 現行の保険証を残してマイナ保険証の導入をやめる。のうち、どれを支持するかを尋ねたとあり、3のマイナ保険証の導入反対と2の選択制への支持がいずれも4割ほど、1のマイナ保険証への一本化を支持した人は2割だったとの記事でした。

マイナ保険証の導入に反対する意見には、任意のはずのマイナカードが強制されてい

るようで納得できませんなどがあり、選択性を求める意見には、認知症の親はマイナカードをつくれませんなどがあった。マイナ保険証への一本化を支持する意見には、効率が図れるのでいち早く進めていただきたいなどがあり、マイナ保険証を使う人でも現行保険証の廃止に賛成する人は4割ほどにとどまり、47.8%は選択制を支持していたとあります。

自由記述では、紛失時のリスクや手続きが心配、災害時や停電など使えないときはどうするのといったトラブル対応への不安や疑問が目立ち、自分の情報が漏れないか不安だという問いに対しては、やや当てはまると答えた人が8割弱、マイナ保険証を使う人でも59.8%の方が情報漏れに不安を感じているという結果だったそうです。

私もこの春でしたか、4社ほどから個人情報流出のおわびの通知が来ました。カードを持っていても保険証として使わない人たちに理由を尋ねると、複数回答で従来の保険証が使いやすいから、情報漏えいの不安が多く、マイナ保険証を使う人たちの理由は、従来の保険証が廃止されると聞いたからが最多とありました。

再質問させていただきます。

1つ目の質問として、先ほど本町でもマイナ保険証の利用があると回答いただきましたが、現時点で利用されている方の声は届いていますか。

2つ目の質問として、答弁いただきましたマイナ保険証にしていない方は、今までと近い形の資格証明書と診察券で受診、マイナ保険証で受診する場合は、カードリーダーエラーやカードリーダーのない病院受診などもしものことを想定し、診察券、マイナ保険証、資格情報のお知らせの3つを持参するの理解で大丈夫でしょうか。

3つ目として、マイナ保険証が使いづらいと感じたときは、マイナ保険証の利用登録は解除できるのでしょうか。解除が可能な場合、資格確認書の送付は申請なしで自動で交付されるのでしょうか。

マイナンバーカードの有効期限は発行から10回目の誕生日、未成年は5回目まで、電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行から5回目の誕生日までに設定されています。今年5月に行われた岩手県保険医協会の健康保険証廃止に伴う資格確認書送付等に関するアンケートの中には、マイナンバーカードの保険証利用にはマイナンバーではなく、利用者証明用電子証明書が使用されるため、更新期限が切れるとマイナンバーカードでの保険利用ができなくなる、更新時期については自治体ではなく、地方公共団体情報システム機構が有効期限通知書の発行業務を行う模様で、更新手続には現状、市町村窓口で行う必要があり、コロナ普及金のために登録した方の更新時期となる来年2025年頃やポイントキャンペーンで登録した方の更新時期となる2027年から2028年頃は、市町村窓口での混乱が予想され、電子証明書の更新ができず、医療機関を受診した際に資格確認ができない方が増加することは危惧されるとありました。

また、今年3月に大阪社会保障推進協議会で行った同じアンケートの中間報告では、

実際にそのような対応がされるかは現時点では確認されていませんが、マイナ保険証利用登録がない方へ資格確認書を送付することになっているが、貴自治体の対応はの問いに対して、全て国民健康保険加入者に送付するの回答が15%とありました。

4つ目の質問として、今後担当課の職員の方の負担が増えるわけですが、健康保険証と同様に使えるなら、全ての町民健康保険加入者に資格確認書を送付する方向にしてはどうでしょうか。停電時や故障時には、マイナ保険証単体では本人確認はできないですし、資格確認書、資格情報のお知らせと分ける作業、手間もなくなるのではないのでしょうか。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） ただいまの清水議員の再質問にお答えいたします。実務的な内容ですので、私から回答させていただきます。

回答の前に、先ほど私の答弁の中で国民健康保険証の総レセプト数を間違えて報告いたしましたので、8,008件と訂正させていただきます。申し訳ございません。

それでは、1点目の本町で利用されている方の声はについてでございます。

マイナ保険証を利用いただいている被保険者の方からの御意見は、今現在伺っておりません。

2点目のもしものときの想定についてでございます。

カードリーダーエラーやカードリーダーのない病院を受診されるときには、議員御理解のとおりマイナ保険証に加え、資格情報のお知らせを御持参ください。

3点目のマイナ保険証の利用登録の解除についてでございます。

令和6年10月頃から、一度登録した後にもマイナ保険証の利用登録の解除は可能ですが、利用登録の解除には解除申請が必要です。12月2日以降、申請後、資格確認書が交付されます。

4点目の全ての町民健康保険加入者に資格確認書を送付するというところでございますが、資格情報のお知らせはマイナ保険証をお持ちの方が自身の被保険者資格等を確認できるように交付されるもので、マイナ保険証を所持されていない方へは資格確認書を、マイナ保険証をお持ちの方へは資格情報のお知らせが交付されることとされており、全ての健康保険加入者に資格確認書を送付することはできないとされています。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 先日、警察庁は運転免許証とマイナンバーカードが一体化したマイナ免許証を2025年3月から始めると発表しました。既存の免許証は廃止せず、希望者のみの選択制ということです。

自民党総裁選の争点に健康保険証廃止の見直しという論点も浮上してまいりましたの

で、今後の方針が変わることがあるかもしれませんが、今まで多くの予算をかけ、私たちの税金です、国が押し進めている施策です。今後も自治体への呼びかけや医療機関などへポイント付与などして推進が進むと思います。既に使用し、メリットを感じておられる方もあるようですが、当町でも様々な声、問合せなどが出てくるかもしれません。素早い対応をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、4番 清水由美子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、1番 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い、こどもまんなか社会について質問いたします。

こどもまんなか社会とは、子供の利益を最優先に考えた取組や政策を国の中心に据える社会目的で、令和5年4月に施行されたこども基本法では、今後のこども政策について基本理念が示され、さらに政策の立案を担う行政機関であるこども家庭庁も創設され、こどもまんなか社会の実現を目指しています。全ての者が権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、社会全体で後押しすることを目的としています。

これまで様々な少子化対策が行われてきましたが、子供の数は減少が続いており、少子化や人口減少に歯止めがかからない現状であります。令和4年に厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると、児童がいる世帯は991万7,000世帯と、子育て世帯が全世帯の18.3%で、20%を切るのは初めてのことです。子供を育てる家庭そのものの減少が極めて浮き彫りになった調査結果であります。また、コロナ禍によって、子供、若者、子育て世帯も大きな影響を受けていることから、支援の充実や質の向上が求められています。

全ての子供や若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身につけながら心身共に健やかに成長し、個性や多様性が尊重され、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる、また様々な遊びや学び、体験を通じ生き抜く力を得ることができる、伸び伸びとチャレンジができる、将来を切り開くことができる、自分で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる、虐待、いじめ、暴力、性犯罪、火災、事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安心・安全で暮らすことができる社会づくりを目指さなければなりません。

教育の格差では、子供真ん中の視点を重視するため、教育機会の平等を実現する必要があります。経済的な背景や地域によらず、全ての子供が平等な教育を受けられるよう

にすることが求められています。

子育て支援では、子育て中の親や保護者を支援する制度やサービスが必要です。育児休暇や保育施設、育児相談の充実が課題となっています。また、貧困層の子供たちが十分な支援を受けられるようにすることが重要で、経済的困難を抱える子供たちが健やかに成長できる環境を整える必要があります。

このように、子供真ん中を重視するには、地域社会、教育機関、保護者、地域が協力し、取り組むことが大切です。

1点目の質問としまして、こどもまんなか社会について、町としてどのようにお考えですか。

2点目、少子化が進行しており、出生率の低下が問題となっております。また、晩婚化・晩産化により高齢出産も増加しております。育児の孤立化では、核家族化が進む中、育児に対するサポートが不足し、母親が孤立しやすくなっています。また、子供の貧困でも経済的な困難を抱える家族も増えており、子供の健康や教育に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

2点目の質問として、妊娠・出産の支援や、母親と小さな子供の健康支援はどのようにしていますか。

次に、初めての子供が入学を控えているという親御さんは、いよいよ始まる義務教育に期待よりも不安な気持ちが勝ってしまうこともあるのではないのでしょうか。子供にはそれぞれ個性があり、それが個人の魅力でもあるのですが、時にはこの個性が社会生活で邪魔をしてしまうことが懸念される親御さんも少なくありません。これまでの保育園や幼稚園での生活とは異なる生活が始まることは、本人だけでなく、それを見守り、サポートする立場である家族の生活にも変化をもたらします。

近年の幼児の育ちについては、基本的な生活習慣や態度が身についていない、他者との関わりが苦手、運動能力が低下しているなどの課題が指摘されています。また、少子化・核家族化が進行し、子供同士が集団で遊びに熱中し、時には葛藤しながら互いに影響し合って活動する機会が減少するなど、様々な体験の機会が失われています。子供の生活空間の中に自然や広場などといった遊び場が少なくなる一方で、テレビゲーム、インターネット等の室内の遊びが増えるなど、偏った時間を余儀なくされています。

3つ目の質問として、保育園やこども園など、小学校に入学する前の子供の育ちのサポートはどうしていますか。

次に、小・中学生の居場所づくりは、子供たちが安心して過ごせる場所を提供することを目的としています。特に不登校や学校に行きづらい子供にとって、学校内での居場所づくり、学校以外での居場所づくりも非常に重要です。日本の学校教育も時代に応じて変わってはきていると思うのですが、根本的なところで改革し切れていないのが背景にあるのではないのかと思います。

学校に通えなくなった子供たちをサポートする、不登校の子供たちが学校の代わりの場として、公的な機関ではなく、個人、NPO法人、ボランティア団体など、民間による教育機関も増えています。放課後児童クラブでは、小学校に就学している児童に対して授業の終了後などに適切な遊びや生活の場など提供するものであり、児童福祉法に基づいています。共働き家庭などの子供たちが安心して過ごせる学校または施設などで、放課後の時間帯に利用される健全な教育を図ることを目指しています。

4点目の質問として、小・中学生の居場所づくりや放課後児童クラブなどの整備はどこまで進んでいますか。

次に、子供たちを守ってきた家族や社会の仕組みがうまく機能しないために、子供たちは様々なリスクを背負う可能性が高まります。子供を守るために、日頃から親子で防犯について話し合うだけでなく、地域による見守り、また防犯教育が必要です。年齢を重ねるごとに子供の不登校や自殺、犯罪、さらには子供の貧困についても増加傾向にあると言われています。そのため、複雑化する問題に対し、社会全体として包括的な子供を支える取組が必要であります。

5点目の質問として、子供の安全のサポートはどのようにお考えですか。

以上、5点お願いします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 佐野議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の総括的なこどもまんなか社会についてという考え方につきましては私のほうから、残りは住民福祉部長、教育委員会事務局長のほうからそれぞれ御回答させていただきます。

子供や若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで将来にわたって幸せに生活できる社会であるこどもまんなか社会の実現に向け、国では令和5年4月1日にこども基本法が施行され、同年12月22日にはこども大綱が閣議決定されております。このこども大綱では、全ての子供・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指し、子供施策の基本的な方針等が定められております。

これを受け、本町では、こども基本法に定める市町村こども計画の策定作業を現在進めているところでございます。計画策定に当たり、昨年度実施いたしましたアンケート調査では、子育て中の保護者のほかにも17歳、18歳の児童にもアンケート調査を行い、若い世代の悩みや結婚、子育てに関する考え方などを調査いたしております。ライフステージ全体を通しまして本町の対処すべき課題を洗い出し、必要な支援やニーズに対応できるよう、計画策定の基礎資料としております。

近年、核家族化や両親共働きの増加により、育児へのサポートがますます求められております。子育て支援をはじめ、子供・若者が生き生きと成長できるよう、活躍の機会

づくりや安心して子育てができるよう保健や医療の充実、経済的な支援を要する家族へのサポートなど、様々な方向から、子供・若者が幸せに暮らせる社会を目指したいというふうに考えております。

私も日頃から子は宝と言っておりまして、子育て支援の充実を政策目標の一つと掲げております。子供たちの成長を心から喜び、子供たちの声に耳を傾けながら、子供たちがさらに輝ける「子育てのまち養老」の実現を目指し、こども施策の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 佐野議員の御質問に、2点目、3点目につきましては実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答を申し上げます。

2点目の妊娠・出産の支援や母親と小さな子供への健康支援はについてでございます。

妊娠・出産等の支援につきましては、保健センターにおいて、妊娠期の支援として妊婦健康診査費用の助成に加え、昨年度から開始した妊娠判定に係る初回の受診費用についても助成を行い、妊娠・出産に係る経済的負担を軽減するとともに、母子共に安心・安全な出産を迎えることができるよう受診勧奨を行い、妊娠中の適正な体重管理や血圧コントロール等、食生活、生活面において指導を行っております。

また、妊娠届をされた妊婦に対し、国の出産・子育て応援事業により、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービス等を保健師と一緒に確認を行うとともに、現在は5万円のクーポンを支給しております。妊娠中にはマタニティー教室やパパママ教室を開催し、妊娠中の過ごし方、栄養、出産後の沐浴やおむつ交換の仕方、育児等について正しい知識の普及啓発を行っております。

出産後の支援として、産後1か月健診に加え、今年度からは産後2週間健診費用についても助成を行い、産後早期の母子の健康状態を把握し、状況に応じ支援につなげております。産後1年未満の産婦及び乳児に対しては、心身のケアや育児のサポート等を県助産師会に委託し、産後も安心して子育てができるよう産後ケア事業を実施しております。生後4か月までの乳児家庭には全戸訪問を行い、養育者に対し様々な不安や悩みを聞き、健康状態、家庭状態等の把握を行うとともに、子育て支援に関する情報提供等を行っており、面談実施後には国の出産・子育て応援事業により、子供1人当たり現在は5万円のクーポンを支給しております。

保護者の育児不安の軽減及び子供の心身の健やかな成長を支えるため、乳幼児健診、歯科健診、育児相談、離乳食学級等の母子保健事業を実施しており、健診の機会を通じ予防接種の知識普及を行い、接種漏れがないかの確認を行っております。また、町の子育てアプリ「母子モ」を活用し、妊産婦さんや子育て中の方に健診のお知らせや予防接種の案内等、子育て等に必要な情報も随時発信もしております。

このように、本町で安心して産み育てることができるよう、妊産婦及び乳幼児に対し

て各種相談や健康の保持・増進に関する事業を実施し、切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進しております。

3点目の保育園やこども園など、小学校に入る前の子供の育ちのサポートについてでございます。

保育園、こども園においては、体験学習などから自然や人と触れ合いを学んだり、絵本や音楽に触れる機会や体力の向上を促す活動など、情操教育の場として親子での観劇やコンサート、体力向上教室を実施しております。また、情操教育の向上を図るため、職員研修の機会を充実させ、各園において特色ある取組を行っています。

また、家庭教育の取組として、保護者の協力をいただきながら挨拶や身支度など基本的な生活習慣を身につけるための生活習慣キャンペーンの実施や、家族の触れ合いの時間をつくるため、ノーメディアデー、ノーゲームデーの取組を小・中学校の実施に合わせて行っている園もあります。

少子化・核家族化により、子供同士の関わりが少なくなることが懸念されますが、園内において異年齢交流を行うことや、同じ中学校区の園の5歳児が集まり同年齢児で交流する場を設けるなど、子供たちが人と関わる機会の創出について引き続き取組をまいります。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、演台にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 4点目と5点目の御質問につきましては、主に小・中学生の子供に関わる内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

4点目の小・中学生の居場所づくりについてでございます。

議員御指摘のとおり、子供たちが安心して過ごせる場所をつくることは重要です。不登校傾向がある児童・生徒にとっては、単に場所ではなく、自分のことを理解してくれる人の存在が大切です。学校では教育相談体制を充実し、組織的、継続的に児童・生徒の悩みやつらい思いを受け止め、支援しています。

1つ目は、心のアンケートの実施です。

積極的に悩みや不安を把握するため、全ての児童・生徒を対象として行っています。いじめや児童・生徒の困り感を早期発見、早期対応することで、問題が複雑化・深刻化する前に解決の道筋をつけることができます。

2つ目は、ほほえみ教室（教育支援室）の設置です。

ここでは、教室に入りづらさを感じる児童・生徒の悩みの相談や適応支援を行っています。また、保健室を中心として、子供の心のケアを行っています。これらの「場所」と「人」は、心の居場所となっています。

3つ目は、学校外に設置するほほえみ教室です。

学校に入りにくさを感じている児童・生徒のために、中央公民館にほほえみ教室を設

置しています。これは常設ではなく、相談の求めがあったときに開設し、ほほえみ相談員の1人が対応しています。単に居場所というのではなく、教育委員会職員と連携して学校に働きかけることにより、児童・生徒の学校復帰につなげます。

留守家庭児童教室は、学校と家庭をつなぐ子育て支援の場として利用いただいています。子供の居場所づくりが求められる中、家庭のようにはいきませんが、子供の心に寄り添う気持ちで児童に接するよう指導員に働きかけています。今後も子供に関わる大人の児童・生徒理解が子供の居場所づくりの基本であることを踏まえ、児童・生徒の社会性の育成や困り感の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えます。

続きまして、5点目の子供の安全サポートについてでございます。

今日、子供の安全サポートは、家庭や学校だけで実現することが困難だと考えられます。そのため、様々な関係機関と連携し、社会の仕組みとしてサポートできるように取り組んでいます。

子供の相談支援として、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合し、令和6年4月より子ども課内にこども家庭センターを開設し、支援の強化を図っております。子供や妊産婦、子育て世帯へ一体的に相談支援を行い、子供が安全・安心に心身共に成長できるよう、また保護者が悩みを気軽に相談できるよう、関係機関と情報共有をしながら相談支援を行っております。

学校におきましては、スクールカウンセラーや相談員、養護教諭等の対応が子供の相談窓口として効果を上げていますが、家族や先生だからこそ相談できないと考える児童・生徒がいます。そのような状況に対応するため、SOSの出し方教育を進めています。本町では、保健センター職員を講師として、町内全ての学校でSOSの出し方を子供たちに授業で指導し、自殺などの行為を防ぐ取組をしています。相談できる窓口として文科省や法務局、教育委員会や警察などの窓口を紹介しています。思い詰めた気持ちをどのように解消していくかを身につけることで、命を守ることにつなげます。町内でも、ある一つの機関に電話し、悩み相談をした事例がございます。

子供たちの命を守ることは社会全体で取り組むべきという考えを踏まえ、学校や園と関係諸機関、保護者、地域が連携して取り組むことができるよう、引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） ありがとうございます。

いろいろな取組をされているということで、次に、再質問として、3点お願いいたします。

児童手当は所得制限が設けられており、一定以上の収入がある家庭では手当が支給されないか、支給額が減額されます。そのため、子供がいるにもかかわらず児童手当をも

らえないという家庭が存在していましたが、令和6年10月から拡充により、12月支給分から児童手当の制度が大幅に拡充され、より多くの家庭が恩恵を受けられるようになる予定です。

所得制限の撤廃、支給対象年齢が高校生までに拡大、第3子以降の支給額の増額、支給回数が3回から6回に分けて1年分、児童手当の拡充で育児支援がさらに手厚くなり、特にこれまで手当を受けられなかった家庭や子供の多い家庭にとっては大きな助けとなります。これまでは対象外だった人が新たに児童手当を受け取るためには、居住の自治体に申請する必要があります。

そこで1点目の再質問、都合により申請を忘れている、または事情によって申請ができない家庭はどのように対応を考えていますか。

2点目、乳幼児健康診査について、母子保健法により、市町村において1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施が義務づけられています。新たに1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目ない健康診査の実施体制を整備することを目的とされました。

2点目の質問として、義務づけではありませんが、町として5歳児検査をどのように考えていますか。

次に、登下校時における子供の安全を確保するために、地域の子供は地域で守る観点から、地域の安全に大きく貢献されている地域ボランティアが高齢化し、担い手が不足しているという結果があります。加えて、共働き家庭の増加に伴い、保護者による見守りが困難となっております。自宅周辺で子供が1人で歩く1人区間等において、見守りの空白地帯が生じております。この見守り空白地帯における子供の危険を取り除くため、登下校における総合的な防犯対策を強化することが急務であるといえます。

3点目の質問として、登下校時における防犯対策はどのように考えておられますか。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） ただいまの佐野議員の御質問につきまして、実務的内容が含まれますので、1点目、2点目について、私のほうから御回答させていただきます。

まず、1点目の児童手当についてでございます。

議員御発言のとおり、本年10月より児童手当制度が拡充され、所得制限の撤廃、対象児童が高校生年代までに延長、第3子以降の支給額増額、支給回数が年6回となります。制度改正により新たに受給対象となる世帯につきましては、受給申請をしていただく必要があります。これまで所得制限により受給対象外であった世帯や高校生年代児童のみの世帯には、申請について案内を通知するとともに、町ホームページ、広報、子育てアプリにて周知を行っております。

本年12月より受給するには、11月中旬までに申請いただく必要があります。しかし、家庭の事情により申請が困難な場合は、今回の制度拡充に関わる申請についてのみ猶予期間が設けられており、令和7年3月31日までに申請をいただいた場合には、令和6年10月分まで遡及して手当を受給することができるものとされております。

2点目の5歳児健診への考え方はについてでございます。

乳幼児健康診査については、母子保健法により義務づけられている1歳6か月児、3歳児及び全国的に実施されている乳児期の健康診査を当町においても実施している状況です。こうした中、こども家庭庁は、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備するため、1か月児及び5歳児の健康診査につきましても全国展開を目指し、市町村が実施する健康診査費用に対し、令和7年度から国庫補助の対象とする予定であります。

1か月児健診につきましては、原則として個別健診、すなわち医療機関に委託して実施し、身体発育状況、栄養状況、身体の異常の早期発見、子供の健康状態や育児相談等を実施することとされており、当町においては、県との集合契約により実施に向けて検討を進めております。

5歳児健診（標準的には4歳6か月から5歳6か月となる幼児）につきましては、原則として集団健診により、発達障害など心身の異常の早期発見、育児上問題となる事項、必要に応じ専門相談等を実施することとされており、現在健診の実施方法、医師や心理担当職員など医療専門職の確保、関係機関との連携体制の整備に向け調査を進めているところであります。

引き続き健診の早期実現に向け、調査・検討を重ねてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 森島教育長、演台にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 3点目の再質問についてお答えさせていただきます。

子供たちの安全、見守りのサポートということでございますが、町内各校においては、登下校の安全を見守るため、地域住民による児童の見守りに御協力をいただいております。その成り手が今不足しております。これまでお世話になってきた皆さんが高齢化する一方で、新たにその見守りに御協力いただく方が、なかなかお仕事等の継続のため広まっていけないと、そのような現状があるからだと考えています。

学校では、通学路に自ら立ち、子供たちの安全を見守る校長、教頭もありますが、時間も人員も足りません。大変苦勞しています。このような状況から、コミュニティ・スクールや地域区長会、自治町民会議の皆様と連携し、児童・生徒の登下校の見守りをさらに進めていただくよう、協力した体制を今お願いしているところです。

議員がお話しになられました、子供が1人で歩く区間ということですが、これは現実にはなくなりません。最終的にはどこまで行ったら、最後は1人で歩くというところが

出てきます。しかし、そのようなときにも、これもまた議員がお話しにされましたが、地域の子供は地域で守ると、そのようなお気持ちで、例えば子供たちが通るときに、ああ、今帰っていくんだなあと見てくださる地域住民の方、散歩しながらも見守ってくださるような方、そういった方の輪が全体として広まり、養老町が本当に子供たちを見守る、そういう地域になっていくことをお願いし、啓発してまいりたいと思っております。

また、現在、学校の在り方の検討をしておりますけれども、通学路の安全確保もこれは大事な視点と捉えて、この先検討してまいりたいと思います。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 丁寧な回答ありがとうございました。

将来、養老町を担っていく若者が、自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持ち、希望するキャリアを諦めることなく仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができ、それぞれの希望に応じ家庭を持ち、子供を産み育てることや、不安なく子供との生活を始めることができる社会、地域社会から支えられ、幸せな状態で子供と向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる、そうした環境の下で子供が幸せな状態で育つことができる、安心・安全で子供が希望を持って活躍ができる養老町、誰一人取り残さない養老町をつくっていただけることをお願いして、私からの質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、1番 佐野伸也君の一般質問を終わります。

次に、3番 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問をいたします。

まず、事前に通告していた質問内容のうち、設立時の経緯や現状について、また今後の町の対応についてなど、大半の部分は先ほどの吉田議員の一般質問の中で執行部より答弁がなされましたので、重複した内容については省略させていただき、残りの養老の郷づくり株式会社の評価に絞って質問をさせていただきます。

私が議員に初めて当選したのは平成31年4月のことでしたので、町出資金支出に際しての混乱については、当時の新聞などで報じられた範囲でしか把握しておりませんが、2年前の令和4年9月の定例会において、前町長は、将来的にこの会社が養老町を町内外に発展させていく会社になるというふうに答弁をされておられました。一方、川地町長はその次の12月定例会で、第3セクターについて、現状の把握、現地の確認、課題の整理を行い、今後の方向性について精査すると当時の田中議員の質問に答弁されており、2人の会社に対する評価には大きな違いがあるように感じました。

また、令和2年4月から事業を休止し、今年7月には出資企業であるエイキット株式会社が養老町での開発を中止し、解散の選択肢が濃厚な養老の郷づくり株式会社ですが、

私としては、まちづくりに特化した会社の存続自体には可能性を感じるところです。

そこで、2点について御質問いたします。

1点目は、養老の郷づくり株式会社に対する町の評価についてです。

2点目は、エイキット株式会社の事業中止が明確になった後にも養老の郷づくり株式会社に対し、別の出資者を募るなど、存続を模索したかについて答弁をお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいまの西脇議員の御質問に回答をさせていただきます。

まず、1点目の養老の郷づくり株式会社への評価についてでございます。

当時の新生養老まちづくり構想を実現する体制づくりとして、町民の方や各種団体、民間等との協働を不可欠と考え、第3セクター方式を採用して観光産業の活性化や新たな産業の創出などに取り組み、人口の増加などの結果につなげようとしたことは、手法としては有効であり、前町長が説明されてきましたように、期待の持てる事業であったというふうに評価はしております。しかしながら、結果として養老の郷づくり株式会社の事業は思うように進展せず、成果を上げることはできませんでした。

この要因につきましては、設立を急いだために事業の具体性や実現可能性や採算性、また町と第3セクターとの関係性について、議員の方々や町民の皆様と十分な情報共有を図ることができず、議会と行政をはじめとして、設立前後の時期に関係者の足並みがそろわなかったこと、それから出資企業の中でも中心的な役割を果たしてきたエイキット株式会社の養老町での施設整備が想定以上に期間を要し、未完成だったことなどが影響を与えたのではないかなというふうに考えております。

そのため、私といたしましては、町長就任直後や令和4年12月議会定例会の間でも申し上げましたとおり、今後の方向性につきまして精査する必要性を感じており、現状の把握や現地の確認、課題の整理に進めてきたところでございます。

そうした中、先月の28日には、出資企業であるエイキット株式会社の町内事業の中止も明らかになりました。私としましても、担当課長や副町長の立場でも対応に当たってきた事業でありまして、大変残念に思うわけでございますが、こうした状況を総括的に踏まえ、養老の郷づくり株式会社の存続は難しいだろうというふうに考えているところでございます。

今回、町役場や関係諸団体、事務所が置かれた地元など、多くの皆様に設立に至る準備を含めまして10年以上にわたってお世話になってきたことが期待された結果につながらなかったことにつきましては、大変申し訳なく思っております。町といたしましてもしっかりと反省し、これからのまちづくりを進める上での糧としてまいりたいというふうに考えております。

2点目の、別の出資者を募るなど、会社の存続を模索したかについてでございます。

設立時にあった出資企業の2社のうち、ミズショー株式会社については令和4年2月に撤退しておりますし、事務所が置かれておりますエイキット株式会社につきましても、町内工事を中断しております。そうした中、養老の郷づくり株式会社に新たな出資者を募ったとしても申し出る出資者が現れる可能性は大変低いと考え、会社の存続は難しいというふうに考えております。

また、町の貴重な財源から出資しました495万の確保をする必要性も感じておりますので、別の出資者を募るといったような、会社存続につながるような対応は行っておりません。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 養老の郷づくり株式会社、それからエイキット株式会社については分かりましたが、もう一点、J T L株式会社について再質問させていただきます。

養老の郷づくり株式会社の道を挟んだ北側の土地であります。出資会社のエイキット株式会社の関連会社のJ T Lが令和元年度に2万174平米、令和5年度に2万1,016平米を、合わせて4万1,190平米の農地を取得転用し、造成され、暴露試験場を造られると聞いておりました。4万平米を超える広い土地ですので、この後有効に活用されるのが心配しております。答弁できる範囲で結構ですので、今後どのようにされるか、お聞かせください。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 西脇議員の再質問に御回答させていただきます。

先月28日にエイキット株式会社の代表取締役から事業中止に関する説明を受けましたが、J T L株式会社の代表取締役でもありますので、併せてJ T L株式会社の事業についてもお伺いいたしました。

エイキット株式会社の事業中止を関係業者に連絡し、工事を止めることを最優先としながら、周辺農地の耕作等に支障がない段階までJ T L株式会社の工事を進めるということでもございました。その後の計画には遅れが生じておりますが、J T L株式会社の事業は継続していくという説明を受けております。

町といたしましては、御質問の事業用地が放置され、一部町内でも荒れ果てました土地の問題もございますけれども、荒れ地とならないように注意するとともに、事業者との連携を図って進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 養老の郷づくり株式会社についての評価、それから周辺用地の今後についてはよく分かりました。

これからの人口減少や少子高齢化への対応が求められる養老町において、まちづくり

に町民をはじめ各種団体や民間等の協働体制を整備していくことは重要な課題だと考えます。

しかしながら、結果が伴わなかった取組である養老の郷づくり株式会社については十分に反省していただき、今後のまちづくりに生かすことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、3番 西脇康君の一般質問を終わります。

次に、6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） ただいま御指名をいただきました養老の未来を守る岩永義仁です。

通告に従いまして、今回は3点の質問について展開をしていきたいと思っております。

まず1つ目、ハラスメント対策についてであります。

全国の複数の自治体において、自治体の長である首長によるハラスメントが問題になっているのは記憶に新しいところです。岐阜県内でも、いわゆるパワハラやセクハラの訴えにより首長が辞職するといった事態が起きているのは皆様御承知のとおりです。また、大きく報道されてはいませんが、職員間におけるハラスメントの報告も増加しており、人事院によると、国家公務員のデータにはなりますが、パワハラなどの相談件数が過去最大となったと報道発表がされております。地方自治体の公務員においても同様の傾向であろうことは想像に難くありません。役場内の職場環境をよくすることは、よりよい住民サービスを提供する上で欠かすことができない重要なファクターです。

そこで質問です。

養老町役場でのハラスメント対策の現状はどうなっていますか。

次に、養老町役場では過去にパワハラの訴えがあり、賠償金を支払うという事態がありました。ハラスメントには、パワーハラスメント以外にもセクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメント、アルコールハラスメント、さらに近年では、モラルハラスメントやスメルハラスメントなど、いろいろなものがあります。

ここで提案します。近年のハラスメントに対する世間の厳しい情勢を踏まえ、役場職員の安全で快適な職場環境を守るために、全職員に対してハラスメントに関するアンケート調査を実施することを提案いたします。

以上、2点についての答弁を求めます。

○議長（北倉義博君） 田中副町長、演台にて答弁。

○副町長（田中一也君） ただいまの岩永議員の御質問についてでございますけれども、ハラスメント苦情処理委員会の委員長は副町長をもって充てるとされておりますので、私のほうから御回答させていただきたいというふうに思います。

1点目の役場内での各種ハラスメント対策はということでございますけれども、町におきましては、ハラスメントに関する対策として平成26年に養老町職員のハラスメントの防止等に関する要綱を作成しております。要綱の中でハラスメントに関する相談窓口

を総務課とし、職員から相談があった場合は、職員係の担当者が相談の応対者となり、対応に当たることとしております。

また、近年の社会情勢などにより、ハラスメントに関する認識や捉え方は厳しくなっており、町といたしましてもハラスメントの根絶に向け、職員研修などを通じて継続的に啓発を行っております。今後ともハラスメントに関する啓発を推進し、対策に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

2点目の全職員に対する無記名でのアンケート調査の提案ということでございますけど、ハラスメントに関するアンケート調査の御提案については、現状におきましてはハラスメントに関する相談体制が整っていることから、アンケート調査の実施は現在においては考えておりません。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問です。

つい先日です。9月9日に開催された白川町議会において、県内で初めてとなる白川町ハラスメント防止条例が制定されました。この条例の中には、ハラスメント防止のために町長等の責務、議長の責務、議員の責務、監理・監督者の責務、職員の責務といったものが明記されており、町一丸となってハラスメントを防止しようという気概を感じられる内容になっています。

条例制定に至るまでには多くの苦勞と尽力があったことが想像できます。時代の要請ですので、いずれ養老町でも同様の条例制定は不可欠でしょう。そのためにも、現状把握と即効性のあるハラスメント抑止策としての意味もあるアンケート調査は、非常に有効なものと考えられます。しかも、アンケート調査を実施するには、庁舎内の話ですので、手間も労力もさほど必要とはしません。回収後の集計と分析が多少手間がかかる部分でしょうが、効果の高さを考えれば実施することに抵抗はないはずです。まして、先ほども述べましたが、養老町では過去にハラスメント騒動を起こした当事者でもあります。にもかかわらずアンケート調査を実施しないというのは、何か後ろ暗い部分でもあるのかと要らぬ詮索をされてしまいかねません。

しかもこれ、パワハラの場合で考えますと、加害者側になりがちである組織権力の上位者である町行政の幹部がアンケート調査をやらないと決めるのは違和感がありますよね。ここまで聞いてどうでしょうか。アンケート調査をやらないわけにはいかなかったんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北倉義博君） 田中副町長、自席にて答弁。

○副町長（田中一也君） ただいまの再質問について、私のほうから再度お答えをさせていただきます。

現在においては、職員によりパワハラなどによる申出はございません。したがいまし

て、議員御提案の全職員に向けたアンケートなどを実施するような状況にはないものというふうに考えております。

先ほども回答をいたしました。現状についてはハラスメントの防止等に関わる要綱により相談体制が整備されておりますし、職員研修等によりハラスメントの防止啓発を図っておりますが、今後ともハラスメント対策に万全を期してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再々質問になります。

これだけしつこくハラスメント対策のアンケート実施を提案しても前向きな答弁が出てこない。何とも不可思議です。

こちらは先ほど答弁の中でも出てきた、職員がハラスメント被害を相談する際の提出書類、こういったものになりますけれども、ちょっとこの提示した資料では分かりにくいんですけれども、ばっちり記名する欄があります。もちろん、こちらはハラスメントの防止に関する要綱なんですけれども、この中には相談者のプライバシーや秘密の保持といったものが記載されていますが、昨今メディアで話題の某県知事の例もあります。やはり今の町のシステムでは、仮に被害者があったとしても、相当被害者が頑張らないと相談しづらい状況になっているのではないかとお見受けいたします。

最後になりますので、町長にお聞きします。ここまでかたくなという印象を受けていますが、庁舎内ハラスメントの現状把握のための無記名でのアンケート調査、これを実施しないというのは、少しどころか相当な違和感を感じます。私なんかは、アンケートを実施すると何かまずいことでもあるのと勘ぐってしまいそうです。先ほども申しましたが、養老町は過去に職員のパワハラ訴訟で賠償金を支払った負の実績がある町です。普通以上に何重にも厳重に対策をしてしかるべき町です。

令和3年第1回定例会、このときに上程された賠償金支払いの和解についての議案審議の中で、パワハラに関して当時の町長は、パワハラというのは受けた個人の思いが大きく取り上げられるということでございますけれども、パワハラの対象になったという課長につきましては、指導上の一環としてやったというふうに私どもは捉えております。少し過度な言葉の使い方に少し問題があったらというふうなことでございますので、云々と続いていくんですけれども、このように答弁がされております。当時、養老町の執行部は、令和のこの時代にあってもまだこの程度で、この程度の感覚でいたということ。さすがに時代に合わせた感覚にアップデートしていただきたい。

よりよい住民サービスを提供していくためにも、職員にとって働きやすい職場づくりのため、役場内でのハラスメント対策をやっていく。まずは現状把握のためにも、ここは町長判断でアンケートを実施しよう、その決断こそ求めたいのですけれども、川地町

長の見解はいかがでしょうか。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの白川町のハラスメント条例の提示がございまして、今日の新聞報道でも、池田町の宴席なんかも対象にしたというような条例の制定というの情報もございました。先ほどもお話がありました、過去のそういったいろいろなことを反省しながら今の要綱ですね、ハラスメント対策の窓口を総務に設置しまして、誰でも行けるような組織づくり、そして研修等もしっかりやりながらやっております。

アンケート、アンケートと言っておりますけれども、副町長以下、執行でもいろんなことを確認しておりますので、そういったところは、無記名ではちょっと難しいだろうということで、先ほど来、執行ではやらないと回答しておりますので、私もそれに同じ意見で、やらないということでございますけれども、ただ条例制定につきましては、当然これからいろんな条例を注視しながら検討はしていかななくてはいけない課題だと思っておりますし、執行職員共々、議会のほうでも御検討をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） それでは、2点目の質問に移りたいと思います。

町長の政治的立場を確認するといった内容の質問になります。

来年1月に予定されています岐阜県知事選挙に関して、県内自治体の市長、村長らによる連名で特定の予定候補者に対し、立候補の依頼が行われました。報道によると、このときに養老町と坂祝町の町長がこの動きに同調しなかったとのこと。坂祝町は、町長が病氣療養のための退職による町長選挙が行われるタイミングでしたので、県下で連名に参加しなかったのは実質は養老町長だけということになります。

大前提として、自治体の長は様々な立場にある住民からの負託を受けていることから、県に対しても、国に対しても中立であることが望ましいものです。とはいえ、仮に自身の主義主張のために特定の人物を応援したとしても、それはとがめられるものではないということをおし添えておきます。町長個人の思想・信条に対するものではなく、あくまで自治体の首長の行為が自治体運営に大きな影響を及ぼすことがあり得るため、今回の質問をするものです。特に新食肉施設等、県の大型事業を抱えている我が町です。今後の県と町との関係も気になるところです。

ここまでを踏まえて、3点について質問をします。

川地町長が県内のほぼ全ての首長と足並みをそろえなかった理由は何でしょうか。

2点目、県内の首長連名による行動に、養老町は誘われなかったのでしょうか。もしくは、この連名での動きに参加しないようにといった働きかけがどこかからあったので

しょうか。

3点目、川地町長には別の予定候補者を支援、応援する予定があるから単独での行動となったのでしょうか。

以上の3点について簡潔明瞭にお答えください。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の町長の政治的立場を確認するという点で、3点で御回答させていただきます。

まず初めに1点目、同じ動きをしなかった理由ということですが、結果的に私だけ同じ動きになっていなかったということで、いろんな考え方がありますが、私の場合は中立の観点から意思表示はしなかったということでございます。

2点目に、連名行動に誘われなかった、もしくは連名に参加しないような働きかけがあったかという御質問でございますけれども、どなたからとは言えませんが、おっしゃってみえる予定候補者への推薦のお話はございました。ただ、そういった動きに参加しないような働きかけや、推測されるような圧力的なものはございませんでした。

3点目の、別の候補者を支援する予定があるから単独行動になったかという御質問でございます。

私も有権者の一人ですが、誰を支援するかや、誰を応援するかはこの場では差し控えさせていただきたいというふうに思いますし、仮に複数の候補者となった場合、町民の方々も含まれますけれども、県民の方々約161万8,200人余の有権者の投票、選挙によって決められるものだというふうに私は考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問で1つだけ確認させていただきたいと思います。

先ほども質問の中で述べましたが、今現在、養老町では、大型事業である新基幹食肉施設をはじめとして、ほかにも県の関わる事業は多いんですけれども、今後ね、今回のこの報道を受けて、養老町と県との間の関係というようなものに何か影響がある、なし、この辺りの感覚についての話になりますけど、どういうふうに今考えておられるか、もう一度町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） いろんな広域事業なんかは、当然今でも近隣の首長などと一緒にやらせてもらっておりますし、県との関係性という面でございますけれども、選挙は選挙ですので、今後はやはりしっかりと要望しながら進めるべきであると思います。現在でも、例えば台風10号の影響で今回も県土木事務所のほうに来ていただいて、現場を見て災害復旧なんかもやっていただきますし、そういったところはしっかりお願いし、要望しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（北倉義博君） これより暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。
（午前11時54分 休憩）
（午後1時10分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。
〔6番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） それでは、3つ目の質問に入りたいと思います。

南直江での排水対策不足についてであります。

先月の台風10号の影響により、養老町の複数の地区を対象に土砂災害による警戒レベル4に該当する避難指示が発令されました。養老、上多度、室原、多芸西部、烏江と広範囲に及ぶものでした。一部で浸水被害等の報告を受けておりますが、幸いにして人命に関わるような被害はなく、この点においては本当に安心しました。災害対策に関わった多くの方に心から感謝申し上げます。

さて、今回取り上げた南直江ですが、ここは過去にも台風等で度々大雨による浸水被害の出ている場所であり、過去にも国土交通省の災害対策活動としてポンプ車の派遣を受けてもいます。この町内最大の水害懸案場所に国によって念願の排水機場が設置されたのはつい数年前のことです。今回の台風10号がもたらした大雨では、その威力を最大限に発揮させるものと想定していました。

しかし、結果はフル稼働をされているとのリアルタイムでの報告があったにもかかわらず、現場エリアの道路は冠水し、浸水被害も起きました。結果として、今回も国交省のポンプ車による排水作業の助けを受けることになりました。

質問です。

確かに物すごい大雨でした。残念ながら、現状では設置された排水機だけではこの地区の排水対策は不十分であるということが証明されました。今後の対応をどうするか、方針をお聞かせください。

2点目、今回の町から国交省へのSOS発信から排水車が現場に到着するまで等、排水作業開始までに要した時間の報告を求めます。

3点目、台風10号による町内の被害状況の概要の報告を求めます。

以上の3点について答弁を求めます。

○議長（北倉義博君） 大倉産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の御質問につきましては、実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答させていただきますが、1点目の南直江区内の排水対策についての今後の対応、また2点目の国土交通省への排水ポンプ車の要請に係る事項、それから3点目の町内での主な被害の状況についての3点につきましては、午前中の吉田議員の一般質問での回答をさせていただいた内容と同様でございますので、

よろしくお願いたします。以上でございます。

すみません、大変失礼しました。

1点、岩永議員が質問の中で、この排水ポンプですけれども、国によって設置されたものではございませんので、町のほうが設置したものですのでよろしくお願いたします。

[6番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問を行います。

今回の水害について1つ確認することがあります。平成25年の台風18号での同地区での水害と今回の台風10号水害とでは、水が集まってくるエリアが拡大しているのではないかということです。以前は多芸橋から南へ続く県道96号線から西側は、この県道部分で南北に遮られて南直江側へは水が流れ込んでいませんでした。そのため、県道西側でも浸水被害が発生していました、過去です。が、その後の工事により、県道の下を抜くことで排水がされるようになり、今回も県道西側では浸水被害は最小となっています。つまり、以前はなかった県道西側エリアの水も全て南直江地区へと流れ込むことになったのです。

実際に当日、県道西側での雨は過去にないほどの激しい豪雨でしたが、道路上の水の流れはスムーズで、側溝があふれるといったこともありませんでした。この県道西側エリアの道路は40年以上、私が定点観測している自分の家の前の話ですので、私としてはどの機関の情報よりも正確なものとなっております。

ここで確認です。

以前とは違って、この県道の西側エリアから流れ込む水の量を読み間違えていたから、新設された排水機的能力を上回ったという部分があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。もしそうであるなら、水防計画の修正等、排水計画等の見直しが必要になります。この点についてもお答えください。

ちなみに、牧田川の水位、当日、水位は高かったものの、まだまだ余裕があり、排水困難なほどの水位には達していなかったはずです。

○議長（北倉義博君） 大倉産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） 失礼します。今の再質問につきましても私のほうから御回答させていただきますが、議員おっしゃられます県道96号は大垣・養老公園線になるかと思いますが、恐らく県道215号、養老・垂井線かと思いますが、よろしいでしょうか。失礼しました。

と思ひまして、回答させていただきます。

南直江の排水施設の設置に係る計画検討の際には、南直江地区の流域として、県道215号養老・垂井線の西側エリアまでを流域面積としております。御指摘のエリアが計

画外のために排水が不足したものとは考えておりません。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 県道番号の間違い、失礼いたしました。

近年増加する異常なほどの気象の影響全てに対応することが困難なのは重々承知しています。それでも町民の生命・財産を守り、安心・安全な暮らしを保障する責務を負うのが自治体です。今年の台風シーズンもまだまだ終わっていないので、今後も引き続き万全の体制で臨まれるよう申し述べ、今回の一般質問を終わります。

終わりますと言いましたが、せっかくなので当日の話を少しさせていただきます。

これ奥に排水機場が見えているんですけども、手前がその用水路ですね。ここから水が排水されるんですけども、もう用水路はもうほぼ手前までひたひたの状態排水が追いついていない。それであふれ返って、このすぐ近くの道路が冠水するというような現状が起きていましたので、併せて報告をさせていただきます。

これをもって、私の今回の全ての一般質問3つとも終わらせていただきます。

○議長（北倉義博君） 以上で、6番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で質問をいたします。

1件目は、3セク会社（養老の郷づくり株式会社）の説明責任を問うものです。

2013（平成25）年第1回養老町議会定例会町長施政方針で、前大橋孝町長は、西暦2017年を目標年次とする新生養老まちづくり構想に掲げる施策の実現に向け、町民との協働により、地域活性化につながる新しいまちづくりに取り組む。事業の推進に当たっては、事業全体を総合的にマネジメントできる組織（株式会社などの法人）の設立を視野に入れながら官民連携を進めると述べ、議会には、議会後、町からの会社説明の概要がありました。この事業の経過を振り返るとき、翌年2014年2月、参加企業の公募が始まり、3月19日、議会が会社への町の出資金1,000万円を認めず、削除する修正案、賛成7議員、反対5議員を可決しました。

3月24日、会社設立へ向けての選定評価委員会の初会合があり、参加意向の5者が出席。3月25日、第2回臨時議会で出資金1,000万円を削除する修正案が再度可決しました。これに対し、町長が再議を求めましたが、9名の議員が反対の意思を示しました。4月15日、会社設立準備会の参加申込みが締め切られ、2者が辞退しました。4月28日、5月15日、5月29日と設立準備会の会合が開会されました。

2015（平成27）年2月9日、町議会臨時議会において、第3セクター（仮称）養老の郷づくり株式会社の設立出資金495万円を計上した本年度一般会計補正予算を賛成9、反対1で可決しました。反対1は私でございます。2月16日、（仮称）養老の郷づくり

株式会社の設立準備会代表者会議を開催し、社名などが決定されました。3月27日、定款承認、3月30日、出資履行、4月28日、発起人会を開催し、所在地や役員などを決定し、5月25日、登記が発起人、エイキット株式会社、ミズショー株式会社及び養老町の定款作成代理人である司法書士、若園知明氏と、電磁的記録である電子署名で登記が完了し、会社が設立されました。

その内容を御覧ください。

商号、養老の郷づくり株式会社。所在地、養老町飯ノ木1010番地1、エイキット株式会社が建設している縄山敷地内。資本金1,995万円。出資者内訳、エイキット株式会社1,000万円、ミズショー株式会社500万円、養老町495万円。役員、設立時代表取締役、エイキット株式会社 松岡氏、取締役には、大橋前町長をはじめミズショー株式会社から2名、エイキット株式会社から1名、監査役には、中島エイキット株式会社で役員が構成されました。

議会はなぜすんなり予算を認めなかったのでしょうか。平成26年度一般会計予算に対する修正動議の趣旨説明は、一部抜粋しますが、次のように述べています。現時点において、いまだにこの第3セクターを継続的に運営していくための利益を生み出すことができる事業内容や雇用の創出などの町への経済波及効果などが議会や町民に提示されていないこと、また町長より議会全員協議会の場において、出資金を基に借入れを行う可能性を示唆する旨の発言がなされるなど、全国の自治体におけるこれまでの例で見られるような際限なき予算の投入の可能性が否定できません。

略しまして、第3セクターの破産もしくは破産寸前という事例は全国各地で枚挙しています。東京都や大阪市の臨海関連会社もそうです。夕張市における財産破産も観光開発が行う第3セクターの原因が一端です。議会と町の間で議論も進んでいない状況の中、1,000万円という町民の大切なお金の執行を認めることはできません。設立から約9年、3セク会社（養老の郷づくり株式会社）について5点で質問をいたします。

1点目、設立以来、取締役会や株式総会はこれまで何回開催されましたか。議事録は保管されていますか。また、本年7月8日の担当課長の説明以後、開催されましたか。

2点目、前大橋町長は設立時から退任まで町側の取締役でしたが、川地町長はその当時の実務担当者としてどのような公務に当たってこられましたか。

3点目、議会での予算議決の混乱も含め、総合的に振り返り、実務者として関わった川地町長の所感を伺います。

4点目、大橋前町長は、10年の長いスパンでこの施策を見守っていただきたい旨の議会答弁を繰り返されましたが、川地町長も同じ見解でしょうか。

5点目、3セク会社（養老の郷づくり株式会社）の町民への総括の公表をどのようにお考えでしょうか。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 水谷議員の1点目の質問でございますが、実務の内容でございますので、私のほうから御回答させていただきます。

設立以来の取締役会や株主総会の開催状況、それから議事録の保管についてでございますが、養老の郷づくり株式会社にも確認しておりますが、正確な回数や保管状況は把握できておりません。

なお、町においても、代表取締役の選定や株式譲渡といった重要な会議の記録については共有をいたしております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の2点目から5点目につきましては、私のほうから御回答を申し上げます。

2点目の養老の郷づくり株式会社に関する公務についてでございますけれども、先ほどの昼前の吉田議員の質問でも回答いたしました。養老の郷づくり株式会社の視察や事業の進捗状況の確認などの対応をしておりました。

続きまして、3点目の総合的に振り返っての所感でございます。

こちらにつきましては、先ほどの中で少し申し上げましたが、第3セクター方式にしましては有効な手法の一つであったというふうに考えております。しかしながら、設立までのスピード感を重視した結果、事業の具体性や実現可能性、採算性、町と第3セクターの関係性などについて議員の方々や町民の皆様と十分に情報共有に至ることができず、議会と行政をはじめ、設立前後の時期の関係者の足並みがそろわなかったことや、出資企業の中でも中心的な役割を果たしてきましたエイキット株式会社の養老町の施設整備が想定以上に期間を要し、未完成だったことも影響し、思うように成果が上げられてこなかったというふうに考えております。

4点目の養老の郷づくり株式会社に対する見解でございますけれども、令和4年12月の定例会の中で、田中議員からの一般質問にお答えをさせていただきましたけれども、世の中で第3セクターのいろんな状況ですね、やはり何か難しいといったような現状も踏まえ、今の把握、現地の確認、課題の整理を行い、今後の方向性について精査すべきというふうに考えておりました。

最後の5点目でございますけれども、養老の郷づくり株式会社の総括の公表についてでございます。設立以来、思うように事業が進展せず、令和2年度からは事業を休止している状況であり、精査の必要性を感じておりました。今回の縄山プロジェクトの停止に係る養老の郷づくり株式会社に関する協議・手続にめどが立ちましたら、総括を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） それでは、質問項目ごとに再質問をいたします。

1点目ですが、養老の郷づくり株式会社定款第22条では、株主総会の議事録については10年の保管が義務づけられています。法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間、当社の本店に備え置くものとする作成義務と保管義務を会社法で定めています。株主総会議事録は、株式総会を開催した際に決議した内容を記録する書類で、登記や税務調査で必要とされるため、毎年作成し、10年間保存します。取締役議事録や監査役会議事録も10年間の保存期間が設定されています。

そこで伺います。当社の議事録などは電子（電磁）的記録か紙記録のどちらでしょうか。

2点目、先ほど申しましたが、エイキット株式会社の本店で10年間の保管が義務づけられています。支店と言える養老町の議事録の保管は一切ないということでしょうか。法定保存文書を保存期間内に破棄・紛失してしまうと会社法に抵触しませんか。

2点目、3点目、川地町長の当時の実務担当について、具体的にどう行動し、何をしてきたのか、もう少し詳細な答弁をいただきたいと思います。

3点目の質問にも関連しますが、事業の具体性や実現可能性がないまま会社という枠だけを強引につくったのでしょうか、端的に伺います。川地町長が担当されていた期間に出資者として町側からの事業提案はありましたか。あるいはその前段階で事業の企画調査などはされましたか。

4点目、3セク会社の今後の方向性について精査すべきと考えておりましたとの答弁がありました。去る7月8日の議会全員協議会で担当課長から、3セク会社は、エイキットが撤退するなら、町の出資金495万円の全額回収に努めたいとの見解を述べられましたが、逆に撤退がなかったら別途、会社存続も含め再検討するとも理解できますが、含みのある見解の真意について伺います。

また、令和4年2月11日、取締役会でミズショー株式会社が3セク会社から撤退したとの報告がありました。ミズショー株式会社から町への撤退の挨拶がありましたか。あったらいつあり、誰が町で対応したのか伺いたいと思います。

5点目、令和2年度からは事業を休止している状態であるとの答弁でしたが、地方自治法第243条の3第2項に基づく議会への決算報告書は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までを第9期として町から議会に提出されていますが、過去において、決算報告書の中に平成28年度事業報告として事業内容を明記しているのは、その後はありません。3期である平成29年度から事業が休止していると言っても過言ではないと思いますが、令和2年度以前に経費支出を伴う事業実態があったということでしょうか。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 水谷議員の再質問の1点目は、議事録についてでございますので、私のほうから回答をいたします。

議事録の作成は紙の書面で行っております。また、養老町は養老の郷づくり株式会社

の支店ではございませんので、会社法に基づく保管はしておりません。会社のほうで保管すべきものと考えております。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

事業の提案や企画調査についてでございますが、毎週木曜日とか水曜日に、先ほど登記簿にありました代表取締役の松岡さん、そして取締役の藤田さん、そして担当の課長補佐と係長と4人で打ち合わせている中で1300年祭の事業をやっておりましたので、1か月に2回程度、私もその会議に実際に参加していろいろな事業を検討しておりました。

観光事業では、養老公園滝谷沿いの傾斜対策に着目しまして、リモノという小型電動自動車の導入の検討、これも行っております。そのほかにもイベントでの天気の対策として、やはり雨の時期にどうするかというようなことで、ビッグエアテントの導入、こういったことも検討してまいりました。また、CO₂の排出削減ということでメリットの大変あるバイオマスの発電の研究、そのほかにも関西の名門私立大学のラグビー部の合宿誘致、養老町キャンプセンター、今はRE CAMP、県に返しましてRE CAMPとして民間が施設整備を行っておりますけれども、町のキャンプセンター運営に関わる大手アウトドア用品店との出店のコラボ、多数の企画について、ちょっと記憶が曖昧ですので、そのほかにもどういうことをやっておったということは思い出せませんが、そういった内容を協議してまいりました。

また、養老町のミネラル豊富な地下水に着目しまして、当時1300年祭でちょっとポスターを作っておりました、課長が持っておりますけれども、あれをパッケージにした水ですね、それも発売しておったというふうに思っておりますけれども、飲料水の製造の販売も試みましたが、残念ながら何らかの特化した事業で利益を得るまでには至らなかったということでございます。

次に、第3セクターを精査すべきとの意味でございますけれども、他の出資者もお見えになりますので、そちらと協議を含めて慎重に議論すべきかと考え、そのような表現をさせてもらったものでございます。

続きまして、ミズショーの会社からの撤退の挨拶でございますが、当時の前町長のほうに撤退の挨拶があったという事実がございまして、私、担当課長でしたので、そういったことでミズショーが撤退するという挨拶があったという事実は記憶しておりますけれども、いつだったという記憶はございません。

また、養老の郷づくり株式会社の平成29年度以降の事業についてでございますけれども、いろんな事業について検討されてきましたが、実際に経費の支出を伴うような進展はございませんでした。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 質問通告をしたのが9月3日です。もう2週間たちましたが、町が議事録の確認ができていないというのは非常に不自然なことではありませんか。私は驚きです。適正な対応を行政指導し、議会への報告を、また議事録の開示を求めておきたいと思います。議事録が紛失されているのではないかと危惧しますが、そういう場合でも会社法の適用はないというふうに理解すべきなのでしょうか、回答をお聞かせください。

再質問全体を通し、この養老の郷づくり株式会社を主導していたのはエイキットであり、動かすも止まるもエイキット次第とうかがえる答弁が随所にありました。

ここに広報「よろろう」2015（平成27）年1月号ナンバー688号があります。4、5ページの両面には、持続可能で幸せを実感できるまちの実現を官民協働により進めていきますと町民にアピールをしています。町民の幸福度指数を20年後、2035年には1割程度引き上げるなど4つの数値目標を設定しましたが、この会社による実績は残念ながらゼロであります。机上の空論になってしまいました。約9年間、何の実績も上げるのでできなかった会社は早期に解散させるのがまっとうな経営判断ではないでしょうか。どちらに転んでも言い訳ができる、いわゆる官僚答弁に逃げずに、早期に撤退、会社解散を町が判断し、公的責任において、実際の出資者である町民に事のてんまつを報告する義務と責任が問われると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

私どもは、人口減、少子高齢化などに直面する中で、広域化や官民連携を完全否定するものではありません。養老町に根を張って頑張っておられる民間企業、各種団体、個人、様々な力を応援し、共に町の活性化の施策を進めることこそ、職員の方々も自治体職員として鍛えられた本来の地域再生の道が開かれると考えています。また、外からの民間の力では、丁寧に町民に説明し、開かれた環境の中で、課題解決のため目指す方向が一致する民間の力と個別提携や連携協定を結び、町の活性化を進める、このこともあり得ることと考えています。十分な総括をし、広報などで町民に報告される時期については、現時点でどうお考えかお聞きし、次の質問に入ります。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再々質問にお答えさせていただきます。

養老の郷づくり株式会社につきましては、前町長が申し上げていましたとおり、10年、20年の長いスパンでと考えておりましたが、設立から9年でこのような事態になってしまったことに関しましては非常に残念に思っております。

第3セクターにつきましては、以前から精査すべきというふうに考えておりましたので、町以外の出資者の方もお見えになりまして、そちらと協議も必要であることから、慎重に議論していきたいというふうに考えております。また、これらの協議・手続にめどが立ちましたら、総括してまいりたいというふうに考えております。

本来でしたら、今までの郷づくり会社とのやり取り議事録などの書類が残っておると

いいんですけど、内部でも書類が見当たりません。そういったところできっちりと書類の精査をさせていただいて、会社には会社の考え方がありますけれども、やはり向こうにはきちっとした形で会社のいろんな議事録等の原本保管は当然あるべきものですので、強く申し入れておきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 記録の開示に対するお考えがお聞きしませんでした。また都度町のほうに要望してまいりたいと思います。

それでは、2件目の学校体育館にエアコンの設置を求める質問をさせていただきます。

気象庁は、9月2日、今夏の6月から8月の全国の平均気温が平年より1.76度高く、1898年の統計開始以来最高だった2023年度と並び1位タイとなった。また、今年の記録を上回る地域もあり、今年の暑さも異常気象と呼んでも差し支えなく、地域別では、西日本より平年より1.4度、沖縄・奄美で0.9度高く、それぞれ統計開始以来最高となった。東日本は1.7度高く、1位タイだったと発表しました。温暖化による気温の上昇傾向や太平洋赤道域東部の海面水温が高い状態が続くエルニーニョ現象の影響も今後ますます懸念されます。

そうした温暖化の底上げの中、当町の学校体育館にエアコンの設置は待ったなしの切実な課題です。今定例会の一般会計補正予算には、エアコン設置に向けた高田中学校、東部町民体育館の計577万5,000円の委託料が予算化されています。本年3月議会の一般質問における答弁では、断熱の状況を早急に把握し、効果的対策を検討し、どの学校から整備するか検討したいとの教育長の答弁でありました。

質問1ですが、この間の教育委員会内外での具体的な議論も含め、進捗をお答えください。

2点目、断熱確保についても、緊急防災・減災事業債が充当でき、大垣市においては、断熱調査をやらないでこの財源を充当すると聞き及んでいます。平成30年の12月定例議会一般会計補正予算における小学校エアコン整備事業における国と町の予算配分や償還期間の質疑に対し、国の交付金は基本的には3分の1であるが、対象面積掛ける基本単価を用いるため、実質は1割強であり、残りは町の起債で、償還期間は15年との答弁でございました。

緊急防災・減災事業債充当率100%は、元利償還金の70%を地方交付税措置し、町の一般財源を30%に抑えることができます。地方債の活用にあたっては、交付税措置のより有効な財源を活用することが求められています。実施事業について、国や県のメニューに該当しないか、他の自治体の事例についてもこれまで以上に情報を収集し、取り組むべきと考えます。補正予算に上程する中で、この事業の総予算額や財源措置の検討について伺いたいと思います。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、演台にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） ただいまの水谷議員の御質問に関しまして、実務的な内容が伴いますので、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、1点目の本年3月議会の一般質問における答弁からこの間までの教育委員会内での具体的な議論も含めた進捗状況についてでございます。

屋内運動場の空調設備の設置につきましては、効果的かつ効率的な施設整備の観点から、断熱性の確保を含めた空調設備の整備について、他市町の現状も参考にしながら様々に検討をしております。近隣の市町におきましては、大垣市、神戸町、瑞穂市が段階的に空調整備に着手されており、他の市町におきましては、未着手または検討中と聞き及んでおります。

学校の屋内運動場は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時における指定避難所でもあることから、熱中症事故を防止するための環境を整備することが極めて重要だと考えます。学校の屋内運動場は、中学校においては、体育の授業のほか、部活動など教育活動として屋内運動場を利用する活動の場が多く、利用頻度が高いことに加え、近年の気温上昇による暑さが続く中での夏場の部活動は熱中症の発症件数が増えることが懸念されることから、まずは中学校の屋内運動場の空調整備から計画するに至りました。

また、屋内運動場の空調機設置に当たっては、冷暖房能力の向上といった観点から、断熱性の有無により及ぼす影響について様々考慮すべきものと考えます。断熱性が確保されていない場合、設置費用の大幅な増加によるインシヤルコストの増大に加え、光熱費のランニングコストも増大することから、空調機設置と同時に断熱性を確保することが重要であると考え、このたびの議会において、各中学校屋内運動場の断熱性能調査委託料を補正予算に計上させていただいた次第でございます。今回議決が得られましたら、次年度に工事着工に向け進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の断熱性確保についての緊急防災・減災事業債の活用と、あと本事業の総予算額や財源措置の検討についてでございます。

議員御指摘のとおり、屋内運動場の空調設備の設置につきましては、緊急防災・減災事業債は充当率100%、元利償還金70%を交付税措置される有利な地方債でございます。近隣におきましても、緊急防災・減災事業債を活用し、断熱調査や断熱性確保の工事は行わず、空調設置の整備工事のみを実施する市町が多いことも聞き及んでおります。

本町におきましては、さきの回答でも申し上げたとおり、効果的かつ効率的な施設整備の観点から、空調設備の設置と同時に断熱性確保の工事を施工することを検討しております。

緊急防災・減災事業債は有利な地方債ではありますが、今回の補正予算で計上しました断熱性能調査業務委託料や断熱性確保の工事は緊急防災減災事業債の対象外となりま

す。

空調設備の設置に当たっては、ほかに国の学校施設環境改善交付金の補助制度がございます。この補助制度は、空調設置の整備工事だけでなく、断熱性能調査業務委託料や設計委託料に加え、断熱性確保の工事も併せて補助対象となることから、現状におきましては補助制度の活用を検討しております。

また、本事業の総予算額につきましては、このたびの補正予算に計上しております断熱性能調査業務委託料による断熱性能の調査結果を踏まえまして、その状況に応じた断熱性確保のための工事の施工方法を検討していくこととなりますので、現時点におきましては総予算額を申し上げることは難しいと考えます。緊急防災・減災事業債や国の補助制度のほか、活用できる地方債等は複数想定されますので、今後、施工方法など総合的に鑑み、町財政に有利な財源措置について検討してまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問します。

1点目は、断熱調査後の対応をもう少し具体的に伺っておきたいと思っております。

2点目は、東部町民体育館の耐震大規模改修工事は、平成29年の6月議会で請負契約が締結し、決定しました。契約金額2億3,220万円。工事概要は、耐震補強、屋根改修、外壁改修、内装改修、トイレ、電気機械設備改修工事などでした。改修後約6年しか経過していないのに、275万円で断熱性の委託料の補正は必要でしょうか。

3点目、各小学校体育館へのエアコン設置の現時点での見解をお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 森島教育長、演台にて答弁。

○教育長（森島恵照君） ただいまの再質問3点について順にお答えさせていただきます。

まず1点目、学校体育館の断熱調査後の対応についてです。

断熱性能について調査を実施しましたら、調査結果を踏まえて、各中学校屋内運動場の状況や規模に応じて、適切な断熱性を確保する方法を検討してまいります。工事期間や施工方法など総合的に考慮し、効率的かつ効果的な整備方法を検討し、その後、詳細設計を経て、次年度工事に着工できるよう進めてまいりたいと考えております。

2点目、東部中学校の6年しか経過していないのということでございますが、東部町民体育館は昭和55年に建設されており、施設の老朽化に伴い、平成29年に耐震・大規模改修工事を施工しております。

議員御指摘のとおり、それから約6年が経過しております。当時、大規模改修工事は、耐震補強工事及び老朽化に伴う改修工事がメインであり、将来的に空調設備の設置を想定した断熱性を確保する工事内容は含まれておりませんでした。断熱性確保の工事には、例えば屋根であれば遮熱塗装や断熱カバー工法、床であれば床下断熱、窓であれば複層ガラスの設置や建具改修などなど様々な装備が工事として必要になってまいります。こ

のようなことから、空調設備の整備に伴う断熱性能について調査する必要があると判断したもので、今後は断熱性調査の結果を踏まえて、効果的かつ効率的な施工を検討してまいりたいと思っております。

最後の小学校のことでございますが、もちろん小学校も本当にしたいですけれども、今現在、各小学校の屋内運動場については、学校の在り方検討委員会を行っておりますので、小学校の適正規模や適正配置について協議をいただいている、その上で学校の在り方の方向性が結論づけられましたら、その先、計画的に順次進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） エアコン設置における予算については、大垣市を含め、全国の自治体の中で、文部科学省の学校施設環境改善交付金より、国土交通省の緊急防災・減災事業債を使い、一般財源の支出を抑止するとともに、断熱検査をせず、設置に向けスピード感を優先する方向で進んでいるとの報告がありました。

当町においては、断熱検査を優先し、エアコン設置を効果的に行うことには理解できません。2つの施設は避難所でもあり、一日も早い設置が期待されます。断熱検査による改修費の予測が立たないと思いますが、いずれにしても担当課任せでなく、建設課や企画財政課など各課の連携の中で、また近隣自治体、県内外の自治体からの情報も集め、取り組んでいただくことを要望し、次の質問に入ります。

3件目は、再三取り上げてきた聞こえのバリアフリー環境について伺います。

加齢性難聴は、加齢に伴う内耳の障害が原因の感音性難聴が主体です。特に高音域を含む音が聞き取りにくくなるのが特徴で、聴力レベルが30デシベルを超えると日常会話に支障が出ると言われております。治療は困難ですが、補聴器などで聞こえを補うことで認知症予防や生活の質を改善することができます。加齢性難聴は、60代後半で3人に1人、75歳以上では3人に2人と分析される結果も報告されております。

先日、町民の方から、役場に手続に行ったが、何度も聞き返しをしまい、聞き間違いも多々あり、職員に迷惑をかけてしまった。また、介護に関わる相談・手続だったので、隣の相談者に我が家のことが丸聞こえになってしまったとの声が寄せられました。

そこで2点で伺います。

1. 行政窓口で軟骨伝導イヤホンなどの導入を求めるものです。軟骨伝導イヤホン補聴器は、耳の軟骨部に振動を与えて聞こえを補う新しいタイプの補聴器です。調べてみると、県内にも行政窓口で設置している自治体があります。職員の的確な行政窓口サービスを提供する観点からも、導入への見解をお聞かせください。

2点目は、補聴器の購入に町単独補助金の創設を求めるものです。2023年12月1日現在で、一般社団法人日本補聴器販売店協会が18歳以上を対象とした全国自治体における

補聴器購入費助成制度の実施状況は、全国市区町村数1,747のうち237団体と公表しています。県単位で見ると、1位の新潟市（30市町村）に続き、東京都、北海道、長野県、埼玉県（10市町村）とのことです。岩手県、静岡県、愛知県、沖縄、岐阜県はいずれも7市町村で創設しています。助成金額の限度額では、3万円が64市町村、5万円が50市町村、2万円が47市町村の順です。

これまでの当町の答弁は、補助を実施している市町の先進事例の研究を行うとともに、補聴器の装置が認知症予防につながるのであれば、国や県が取り組む課題であり、国・県の動向を見ながら検討していきたいとの否定的な見解でした。その後の先進事例の調査・研究の取組も含め、見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容も含まれますので、私から回答させていただきます。

まず1点目の行政窓口で軟骨伝導イヤホンなどの導入を求めることについてでございます。

軟骨伝導イヤホンは、耳を取り巻く軟骨組織に振動を与えることで鼓膜等を震わせ音を感じさせる仕組みで、補聴器のようにレシーバーを耳の奥に差し込む必要もなく、イヤホン部分を耳の入り口付近につけるだけで耳の穴を塞がず、雑音が少ないのが特徴と言われております。また、イヤホン部分に穴や凹凸がないことから消毒もしやすく、耳の穴を塞がないため、周囲の音も聞くことができるという利点がございます。

これまで当町では、声が聞き取りにくい高齢者の皆様には、表情を確認しながらゆっくりと分かりやすく話すことや、筆談で相談相手の状況に合わせた窓口対応に努めてまいりましたが、場合によっては大きな声で話す必要もありました。福祉の町宣言をしている当町といたしましては、プライバシーの保護と窓口の利便性向上の観点からも、軟骨伝導イヤホンの導入は有効であると考えますので、設置に向けて前向きに検討してまいります。

2点目の補聴器の購入に町単独補助金の創設を求めるという件につきましてでございます。

令和6年5月現在、高齢者向け補聴器購入費助成制度を導入する市町村が県内で42中8で、昨年度より1町増加しました。既に導入した市町村の内容を比較しましたところ、助成金の限度額は5万円が2、4万円が6市町村でした。

65歳以上の聴力が40デシベル以上で身体障害者手帳の交付要件の対象とならないという補助要件はどの市町村でもほぼ同じでしたが、住民税非課税世帯のみや医師の意見書が必要である、購入場所が限定されるなど様々でした。

また、本町と同様に国・県等の補助制度が創設されれば検討したいという市町村もありましたが、導入を検討していない市町村は24でした。

補聴器の購入に係る住民からの相談も特に把握しておりません。議員が話されたとおり、御質問後に、補聴器の装着が認知症予防につながるのであれば、本町だけの課題ではなく、国・県が取り組むべき課題と考え、補助制度の創設を県に要望してきましたが、県の補助制度の創設はいまだにされておりません。

このようなことから、令和5年6月議会で回答させていただいたときと同様に、今後も補助を実施している市町村の先進事例の研究を行うとともに、国の動向を注視し、国・県の補助制度が創設されれば、創設の検討をしていきたいと存じます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問いたします。

1点目は、行政窓口で軟骨伝導イヤホンの導入については積極的な答弁と受け止めました。新年度の予算措置を待たず、一日も早い住民サービスを提供していただきたいと考えますが、導入の時期についてのお考えをお聞かせください。

2点目ですが、認知症の予防については、広くタッチパネルや、近隣市町にいち早く認知症サポーター制度の導入などで積極的な施策を講じておられることは十分理解していますが、補聴器購入補助の創設については、今回も残念ながら消極的な答弁と受け止めました。

全日本年金者組合大阪府本部調べによると、本年1月時点での補聴器購入助成制度は239自治体でしたが、その後も増え続け、5月末時点で286自治体に広がっていることです。全国市区町村数1,747のうち16.4%にまで拡充されてきていることとなります。

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が、難聴と認知症の関連を、難聴はコミュニケーションの困難さを引き起こすとともに、認知症、鬱病、社会的孤立、就業機会の喪失などなど、疾患の発症リスクと関連しており、難聴の防止、難聴発症後の早期診断及び適切な介入が重要であると指摘しています。

答弁では、難聴対策のエビデンスに消極的と受け止めましたが、介護保険の保険者機能強化推進交付金を使い、補聴器助成を実施している自治体があります。厚生労働省のホームページ活用事例一覧に、2022年度から相馬市、山形市、福岡市などが紹介されています。国が保険者機能強化推進交付金に補聴器助成を取り入れたことは大きな変化だと思っています。

改めてお聞きします。難聴による認知症リスクをどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） こちらも実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答をさせていただきます。

まず1点目の軟骨伝導イヤホンの導入時期についてでございます。

予算措置もございますので、検討し、できるだけ早い時期に導入したいと考えております。

2点目の難聴による認知症リスクをどのように考えているかという点でございます。

まず、補聴器に対する補助につきましては、先ほども申し上げたとおり、本町だけの課題ではなく、国・県が取り組むべき課題と考えております。補助制度の創設を今後も国・県に要望していきたいと思っております。

ただ、議員もおっしゃっていただきましたが、耳の聞こえが聞き取りにくい高齢者の早期発見に関しては、現在も難聴によるコミュニケーションの機会の減少を防ぐためにも、介護予防講座において、周囲の方々も難聴の方の気持ちを理解すること、またお互いに笑顔で会話できる環境づくりを心がけることを周知しております。

難聴における認知症リスクにつきましては、近年、難聴はQOLの低下や認知機能の悪化に影響を与えることが分かってきており、介護予防や生活の質を維持していくための重要な要素の一つとして、難聴の早期発見と介入が上げられるようになりました。しかし、加齢性難聴等は本人が気づかないうちに進行してしまうことが多く、適切な支援や受診につながりにくいといった懸念も指摘されていると認識しております。

介護保険保険者努力支援交付金では、各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指数の達成状況、評価指数の総合点に応じて交付金が交付されます。その交付金の令和7年度の評価指数には、難聴高齢者の早期発見・早期介入に係る取組を行っているかが追加され、加点するに当たり、令和5年度老人保健健康増進等事業、難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査・研究事業で作成した手引を参照にすること。また、補聴器助成の取組をもって早期発見・早期介入に係る取組となるものではないとされています。介護予防の観点から、この手引を参考にし、声が聞き取りにくい高齢者の早期発見・早期介入に係る取組を推進してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 当町においても、一般財源での予算化の発想から、介護保険での交付金なども含め、他の財源での充当がないかなど調査・研究をさらに進めていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、11番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

次に、8番 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、大規模災害に備える携帯トイレなどの備蓄の推進について質問いたします。

災害はいつどこで起きるか分かりません。能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命に関わるトイレの問題が顕在化しました。能登半島地震では、国によるプッシュ型支援により、工事現場にあるような仮設トイレが各自の各地の避難所に届き始めたのは発災から4日目以降と伺っています。つまり、国による援助が届き始めるまでの発災直後の3日間はトイレが使用できないことも想定する必要があります。

例えば、トイレがあっても水が流れない場合や、浄化槽が機能しない場合、トイレの使用時の排せつ物の処理に必要なビニール袋と凝固剤がセットになった携帯トイレなどを確保しなければならないということになります。避難所では、トイレの使用ができない場合には、特に高齢者が飲食を控え、体力が消耗し、身体活動を控えることによりエコノミー症候群になる方が増加するなど、2次災害が懸念されます。災害時のトイレの環境の改善は、災害関連死を防ぐために不可欠な取組であり、被災地の命を守る取組の一つとして重要であると考えます。

また、8月25日に開催されました町の日吉小学校での防災訓練では、体育館内の展示物に簡易トイレやそのトイレを覆うテントもありました。避難所にはこうした簡易トイレを設置し、実際に運用していくことが必要であり、こうした訓練の場で町民の方が実際に見ていただくことは大変重要であり、有意義であったと思います。

そこで、2点について質問いたします。

1点目、携帯トイレの備蓄の現状と今後について。

今回の能登半島地震が発生した被災地である石川県では約2.5万回分、基礎自治体でも約8.3万回分のビニール袋と凝固剤がセットになった携帯トイレが備蓄されていましたが、発災直後からトイレが利用できない現状が継続したことから全く足りず、発災当時には大変大きな問題となりました。急遽、政府により約100万回分を超える携帯トイレが追加され、供給されたと聞いています。実際、消防庁、地方防災行政の現況でも、自治体におけるトイレの排せつ物を処理するために必要なビニール袋と凝固剤がセットになった携帯トイレの備蓄や、トイレの便器の代替品となる簡易トイレの備蓄は必要量に達していない状況にあります。

今回の能登半島地震では、仮設トイレの目標50人に1基達成まで10日程度かかっており、初期対応に携帯トイレ、簡易トイレなどを一定量備蓄・配備しておくことが必要です。特に重要なのが携帯トイレの備蓄であります。災害により水が利用できない場合には、初期にしっかりと通常のトイレにおいて携帯トイレを使用することを継続することで、水の利用が可能となった場合でも、通常のトイレの使用可能な状況となります。逆に、ここで携帯トイレの備蓄がないと、発生直後には水が使えない場合が多く、便などの固形物があふれてすぐに通常のトイレが使用不能となるといったことが今回の能登半島地震でも多く見られました。そうすると、携帯トイレを使う場所を新たに設置しなければならなくなりますが、初期に通常のトイレにおいてしっかりと携帯トイレを

使用することで、安心な環境、通常のトイレです。携帯トイレを使用し続けることができます。また、携帯トイレはコンパクトで備蓄には場所を取りません。

そこで、能登半島地震での教訓を踏まえ、今後の災害に備えて、想定される最大避難者などを基に、携帯トイレの備蓄計画の見直しと同時に必要数を調達すべきと考えますが、必要数に対する備蓄の現状と今後の方針についてお聞かせください。あわせて、通常のトイレ施設が使用不能とならないように、災害が発生しトイレの水が利用できない場合や浄化槽が機能しない場合を想定した適切な簡易トイレの使用方法を各避難所の運営マニュアル等に反映するなど必要があると思いますが、見解をお伺いします。

2点目、トイレトレーラーの整備の検討についてお伺いします。

災害が発生し、水が流れないなどの状況が継続した場合は、通常のトイレの使用が不能となり、時間が経過するにつれ、照明や手洗い場がついた洋式便座などの快適なトイレを使用したいという声も大きくあります。そうしたときに、衛生的にも臭わないトイレトレーラーがほかの仮設トイレよりも好まれるなど、能登半島地震の被災地で大活躍したと聞き及んでいます。

このトイレトレーラーは、養老公園にキャンプやロッジの宿泊、バーベキューなどがどの楽しむことのできるRE CAMP養老にも運営会社により設置されており、通常の生活におけるトイレとしての利用が問題なくできておりますので、実際の利用に問題がないとの証明でもあると考えます。RE CAMP養老を御利用の際は、実際に使用していただき、災害時のトイレの利用について考えていただければと思います。

災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」を展開している一般社団法人助け合いジャパンは、災害時にほかの市町村への派遣ができる仕組みを整えています。現在、約20の自治体がこの仕組みを持ったトイレトレーラーを導入しており、300以上の自治体で検討されているとも聞いています。

今回の能登半島地震を機に、全国の自治体でも新たにトイレトレーラーを導入する動きが出てきています。トイレトレーラーの購入費用は、総務省消防庁の緊急防災・減災事業債を車両導入費用に適用可能ですが、自治体の実質負担3割分をふるさと納税やクラウドファンディングなどで賄う自治体もあります。トイレ環境の整備は、命を守る取組に通じるため、本町でもトイレトレーラーの整備を積極的に検討すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 早崎議員の御質問ですが、実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答させていただきます。

1点目の携帯トイレの備蓄の現状と今後についてでございます。

これまで町では、南海トラフ巨大地震で予測される最大想定避難者数の3,334人分の災害想定に基づき備蓄を進めており、今年度末までの災害時の簡易トイレの配備数は

190基となります。これにより、町の最大想定避難者数18人当たり1基のトイレが確保されることになり、国のガイドラインで定める避難者50人当たり1基の基準をクリアしております。

また、トイレ使用後の処理に必要なビニール袋及び凝固剤のセットは3万4,600回分の備蓄をしております。最大想定避難者が1日に3回利用することを想定した備蓄となります。なお、このビニール袋及び凝固剤のセットは、携帯トイレと同等の役目を果たす製品となります。

各避難所には、こうした簡易トイレや、トイレ使用の際に必要な処理剤のセットを配備しており、各地域で実施する防災訓練などでは、災害により施設などのトイレの利用が困難となった場合を想定し、簡易トイレや簡易トイレを覆うテントの設置訓練を行っております。

また、既に避難所運営マニュアルに仮設トイレ等の設置に関しましては記載をしておりますが、いざという際に速やかに利用が可能となるよう努めてまいりたいと考えております。また、災害の規模によっては想定以上の被害が発生することも考えられますので、引き続き災害の備えとして必要な備蓄品の検討や整備に取り組んでまいります。

2点目のトイレトレーラーの整備の検討についてということでございます。

現段階におきまして、トイレトレーラーについての導入の計画はありませんが、そうした災害時の派遣トイレに関する取組については、災害時には非常に有効であると考えます。

しかしながら、トイレトレーラー、写真を見ていただきましたが、結構大きいので、購入後の保管方法や利用時の牽引方法など、トイレトレーラーの導入については検討すべき課題も多々あります。今後とも災害に係る避難所の環境改善の取組について、先進自治体の取組など研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 執行から丁寧な御回答をありがとうございました。

再質問いたします。

先ほど回答いただきました簡易トイレをはじめとした防災備蓄品についてお尋ねします。

私の実感として、町民の方の災害時の防災備蓄品に関する認識としては、やはりどうしても行政頼りになってしまうように思います。町民の認識が、町の備蓄があるから大丈夫という考えでは、いざというときの災害に一人一人が真剣に向き合っている状況ではないと考えます。能登半島地震のような大規模災害が発生した過去の経過からも、自治体などが行う公助の初期段階の支援は限られ、国や県、近隣自治体の支援が軌道に乗るまでには時間がかかることが想定されます。

こうした状況から、一人一人、御家庭での備えということも自助の観点からは必要だと考えます。防災備蓄品は、個人で購入しようとした場合、特別高価なものではありません。万が一の災害に備えて、家庭で備蓄しておくというのも災害への対応の選択肢の一つとなります。

近年、防災グッズが目に触れる機会が増えてきましたが、関心を持っていないとなかなか目に入らないというのが実情です。そのため、防災に関するイベントなど、まずどういったものなのか知っていただく機会を設けることは大変重要であると考えます。近年、どのような機会でも防災備品の周知を図られたかお伺いします。また、今後町民が自助の部分でどのような点に力を入れていけばよいのか、併せて回答をお願いします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 早崎議員の再質問に御回答させていただきます。

議員御指摘のとおり、防災に関する取組には、自助、共助、公助の視点があり、公助だけの取組だけで十分ということではありません。

町におきましては、地域の防災訓練や町が実施する防災訓練、また出前講座などで防災に関する啓発などの取組を推進しているところでございます。昨年度におきまして、町が実施した防災備蓄品の啓発に関する取組は、町の防災訓練、地域の防災訓練や出前講座で計12回行っているところです。先日の日吉地区での町の防災訓練の場でもありましたが、こうした防災備蓄品の紹介では、実際に使う商品を手に取り触ってもらったりして、備蓄品の詳細な情報などを得ることができるよう、専門の取扱業者に出席していただく場合もあります。

また、地域防災力の向上には、防災士の資格を持った地域の方々との連携も今後は重要になってくるものと考えております。防災の基本は、自らの身の安全は自ら守ることとされており、自発的な取組による自助、地域住民など身近な人と協力して助け合う共助、行政など公的機関の支援となる公助、この3つの取組を今後とも連携しながら推進し、防災の備えに万全を期してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 執行からの御回答ありがとうございました。

本年8月8日の日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震により、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。この情報は、1週間程度は巨大地震への備えが必要で、南海トラフ地震の発生こそありませんでしたが、私自身、その後の日常生活において、いつ起こるか分からない巨大地震に非常に不安な気持ちになりましたし、今後30年間に発生する確率が70から80%と言われる巨大地震が今発生したら、私自身どう行動できるのか本当に考えさせられました。

能登半島地震の教訓であるトイレの備えについては、避難所生活を送ることになった

場合には、生活を営む上でクリアしておかなければならない重要な課題だと考えています。町におきましては、公助の部分で備えを充実していただき、実際の災害を想定し、トイレの問題が発生しないように対策を進めていただきたいと思います。

また、私自身についても、自助の部分で自分でできる防災対策として、自分の家族が1週間程度は問題なく暮らせる程度の水や食料に加え、携帯トイレや簡易トイレなどの防災備蓄を進めたり、家具の固定により地震対策を講じるなど、いつ起きるかもしれない災害の備えを進めていきたいと思ひますし、地域などに啓発もしていきたいと思ひます。災害の備えは、自助や共助、公助の役割がうまく機能することが重要です。日頃から災害はいつ起こるかかもしれないという危機感を持って、それぞれの立場で災害に備えていただきたいと思います。

以上で、私からの一般質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、8番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、明日9月20日金曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時33分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月19日

議 長 北 倉 義 博

議 員 佐 野 伸 也

議 員 大 橋 み ち 子